

1. 議事日程

〔平成23年第4回安芸高田市議会12月定例会第5日目〕

平成23年12月12日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(19名)

1番	前 重 昌 敬	2番	石 飛 慶 久
3番	児 玉 史 則	4番	大 下 正 幸
6番	水 戸 眞 悟	7番	先 川 和 幸
8番	山 根 温 子	9番	宍 戸 邦 夫
10番	山 本 優	11番	前 川 正 昭
12番	秋 田 雅 朝	13番	赤 川 三 郎
14番	青 原 敏 治	15番	金 行 哲 昭
16番	入 本 和 男	17番	今 村 義 照
18番	亀 岡 等	19番	塚 本 近
20番	藤 井 昌 之		

3. 欠席議員は次のとおりである(なし)

4. 会議録署名議員

6番 水 戸 眞 悟 7番 先 川 和 幸

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名(20名)

市 長	浜 田 一 義	副 市 長	藤 川 幸 典
教 育 長	佐 藤 勝	総 務 部 長	沖 野 文 雄
企画振興部長	竹 本 峰 昭	市 民 部 長	新 川 昭 夫
福祉保健部長兼福祉事務所長	武 岡 隆 文	産 業 振 興 部 長	清 水 勝
建設部長兼公営企業部長	河 野 正 治	教 育 次 長	沖 野 和 明
消 防 長	光 下 正 則	会 計 管 理 者	森 川 薫
八千代支所長	藤 本 宏 良	美土里支所長	小笠原 義 和
高 宮 支 所 長	藤 井 静 雄	甲 田 支 所 長	益 田 茂 樹
向 原 支 所 長	岡 崎 賢 志	総 務 課 長	杉 安 明 彦

行政経営課長 西岡保典 政策企画課長 山平 修

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長 立田昭男 事務局次長 外輪勇三
主査 森岡雅昭 専門員 藤堂洋介

~~~~~○~~~~~  
午前 10時00分 開議

- 藤井議長 それでは皆さん、おはようございます。  
ただいまの出席議員は19名です。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

~~~~~○~~~~~  
日程第1 会議録署名議員の指名

- 藤井議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第79条の規定により議長において6番
水戸眞悟君及び7番 先川和幸君を指名いたします。

~~~~~○~~~~~  
日程第2 一般質問

- 藤井議長 日程第2、一般質問を行います。  
一般質問の順序は通告順といたします。質問方法は、一問一答方式と  
し、1議員当たり質問時間は30分以内でございますが、執行部からの逆  
質問に対する答弁は持ち時間には含まれません。なお1つの質問を終え、  
次の質問に移る場合は、次の質問に移ります等の発言をし、明確にわか  
るように願います。

それでは質問の通告がありますので順次発言を許します。

9番 宍戸邦夫君。

- 宍戸議員 おはようございます。私は先に通告しております大枠5項目にわたり  
まして、一般質問をさせていただきます。数多く出しておりますので、  
できるだけわかりやすく質問をさせていただきたいと思っております。

まず、防災についてでございます。広島県は農業用ため池の点検を平成  
22年度、23年度で1,694箇所調査しております。これは今いろいろ災  
害の状況に局地的豪雨などによる決壊を防ぐために実施していると。農  
業用ため池の緊急点検ということで中間報告をまとめております。平成  
10年度に調べた1,694箇所のうち109箇所早期改修が必要であるとい  
うふうに報告をしています。現在、3・11の東日本大震災、そして加えて  
原発の事故、12号台風、近畿地方の災害。いろいろ想定外という言葉  
を使ってきておりますが、今や想定外という言葉が軽々しく使いにくい状  
況にあるというふうに思います。

そういうことから広島県としても、庄原で起きたような局地的豪雨な  
どによる決壊を防ぎたいということから調査しておるようでございます  
が、この109箇所の早期改修が必要としているということから、この109箇  
所のうちに安芸高田市内にもこのため池が存在しているのかどうか。も  
し存在しているとすれば、その対応はどのようにお考えでしょうか。ま  
ずお伺いいたします。

- 藤井議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。  
市長 浜田一義君。

○浜田市長 おはようございます。ただいまの宍戸議員の御質問にお答えをいたします。広島県が実施をしています農業用ため池の緊急点検の中間報告についての質問でございます。

先ほど議員が御説明されたように、報告によりますと、広島県内1,694箇所のため池の調査のうち109箇所ですら早期改修が必要と報道されております。この点検は、老朽度と下流等への影響度で判定をされております。安芸高田市内においては、そのうちの5箇所のため池が対象となっているとの報告を広島県から受けたところであります。この5箇所のうち美土里町横田のため池1箇所が下流への影響度が中程度であり、特に緊急を要する必要があるとのことでございました。

この報告を受けまして、11月8日に広島県西部農林水産事務所職員と本市農林水産課職員が現地を踏査いたし、改修の箇所及び改修の必要性について確認をいたしましたところであります。その結果、雨水除けに土砂等の堆積があるものの、通常の維持管理をすることにより、早期の改修の必要性は無いものと判断をいたし、地元管理者に土砂の撤去、及び堤体の除草等の維持管理の徹底を指導いたし、了解を得たところでございます。他の4箇所のため池については、「下流への影響度が小」と判定されております。

今後、地元管理者と現地を確認し改修の必要性を検討するとともに、県と連絡を密にいたしまして、ため池の安全に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 先ほど申しましたように、想定外という言葉が余り軽々しく使えないような状況にあると思っております。このことにつきましては、平成20年9月議会のときに私はため池の点検について行政でできませんかという質問をさせていただきました。その時に市長は、905地区を台帳に整理していると。国の、県の指導を得ながら現地調査をすると。これは1,000立方メートル以上の危険な状況にあるため池138地域について関係者との協議をしながら、順次改善をしていくという答弁をいただいております。御承知のとおり、ため池の管理というのは原則、地元、受益者の責任において管理が行われるということになりますが、先ほど申しましたように、想定外という言葉が今までずっと私たちはそこで責任転嫁しているような状況があったわけですが、これはもちろん住民も、また行政も同じような考え方を持った対応をこれからしていかないかんというふうに思うわけです。当然行政だけでこの改修というのはできませんし管理もできないと思っておりますので、そういった住民の皆さんにこういうことがあり得るよということを、やっぱり周知徹底を徹底していくという。広報あきたかたにおいても、そのことが掲載されておる記事がありましたが、このことを具体的にお示しして、住民の皆さんに周知をしていくということが私は大事なんじゃないかと思っております。ですから109箇所

所の中の安芸高田市は5箇所ということでございますが、これ以外にある可能性もあると思いますので、そこらの点について、これから行政としてどういう対応をとられるか、お聞きしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ため池につきましては、このたび、県のほうが全県を同じ尺度で同じ基準で調査をしたものと思っております。これも一応尊重していかないけん。議員御指摘のように、安芸高田市独自の危ない箇所もあるかもわかりませんが、そういうところはこれからも順次あれば、ぜひ調査をしていきたいと。

それとほかに、このたびの東北大震災において、日本におけるエネルギー対策というものがちょっと変わってくるように思うので、そういう方面でも活用できないかとか、今盛んに言われております簡易水道がございませうけれども、これを資源として活用できるか。こういう多方面から、もう少しため池を見詰めてみたいと思っております。

県の基準は県の基準として一応とらえていきますけど、そういう角度からため池の必要性また安全性について、これからも考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 ため池というのは以前にも申し上げたんですけれども、農業用水で活用するという部分もありますし、災害時に1つの防波堤としての役割も果たしているというふうにも思います。ですからいろんな多目的にそれぞれのため池が活用されてくるだろうと。先ほど市長さんがおっしゃったようなエネルギー問題にも影響してくるかもしれません。そういうことから考えて、安芸高田市のため池を市民の皆さんの協力を得ながら、点検しながら、有効活用していくということが大事だろうと思っております。余りにもこれを誇大に危ない危ないということになりますと、住民も精神的に不安、安心して暮らせないような状況も生むかもわかりませんが、そういうことはできるだけ避けながら点検していくという手法が大事なんじゃないかと思っております。

今ちょっとこのことについて、ある地域からため池の改修といいますか、堆積土の状況について相談を受けました。ため池の堆積土の状況というのも、このため池の管理については重要な意味を持つと思っておりますので、そこらでこの農業施設等補助事業というのを安芸高田市は制度を設けて、順次、改修またそういう管理をしているということになっておるんですけれども、ここで除去するときの条件が、事業費が10万円以上ということになっておるわけです。御承知のように、ため池というのは1人で管理する人もいるし、2戸以上で何人かで管理する人もたくさんいるわけですが、この安全・安心ということを考えて時には、この事業費の10万円以上、補助率が45%ということになっておりますが、そ

こからまた限度50万円ということになっておりますが、そこらの見直しをしていく考えがおありなのかどうか。例えば、2戸以上というふうに補助事業では対象になっておりますが、今、ため池は当初5戸以上が管理しておったのが、農業を放棄されたことによって1戸になったというため池もあるようです。そういうことを考えた時には、これは住民の安全・安心から考えて1戸以上を対象にして、また10万円以上というのも、戸数によっては10万円を1人で見るとかということになりますので、そういうことももう1回住民の安全・安心ということを考えて時にはそういう補助事業の見直しということを考えていただければと思うわけです。

それから先ほどちょっと触れたんですけれども、受益戸数が2戸以上というふうになっておりますが、そこらについても先ほどのような理由から1戸でも対象にできるのかどうかということ。

それから下流域の被害が想定されるところが2戸以上というふうにもなっている制度もあるようですが、2戸も1戸も私は住民から見れば同じだろうと思いますので、すべてのため池がそういう対象になるようなことを考えられるかどうか、お聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ため池の補助事業の見直しということでございます。本来、ため池というのは地元のかんがい用水とか、そういう目的でつくられております。それなりの受益者がおって受益者の負担というのが、これまでの原則でございまして。農業の形態とか下流の状況が変わる中で、ため池の目的というのがかなり変わってきていると認識しております。

行政としてもやっぱりため池の機能をこれからもう一度考えてみる必要があると考えております。例えば、防災機能があるんだったらふつうのかんがい用水の機能と防災機能があるんだったら、防災的になると公共が負担する理由になると思います。この辺のところはちょっとこれからも検討していきたいと思っております。

それから防災的な見地の多いところは、ある程度公費の負担がふえても差支えないんじゃないかという気がいたします。ここでお約束はできませんけど、そういう調査を踏まえた上で次のステップに進みたいということはお約束したいと思っております。2戸以上がええのか何ぼがええかというのは実態は非常に違ってきているわけですから、この実態を十分職員と協議、地元と協議しながら、安芸高田市の実態を調べながらそういう方向を検討していきたいと。

また県とかの事業の絡みもございまして、県との連携とか調整をしながらこの問題を考えていきたいと思っておりますので、どうか御理解をしてもらいたいと思っております。ここですぐ10万円以上とか50万円にするとかいうんじゃないし、もっともっともう少しいま一度機能についての調査をさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員　　そういうことで、できるだけ早いうちの対応をお願いしたいと思います。

次に、安芸高田市誌の編集についてお伺いいたします。安芸高田市、平成16年に合併をしまして今7年目を迎えておりますが、合併10年に向けて安芸高田市の中の当初高田郡のときの、旧町のときの町誌というのがそれぞれ発行をされておられますが、その後の市としての誌を編集される予定があるかどうか。特に合併10年に向けて取り組みをされるかどうか。そういう記念誌をつくるかどうかということもあわせてお聞きしたいと思います。

○藤井議長　　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長　浜田一義君。

○浜田市長　　ただ今の御質問にお答えいたします。合併10年に向けての取り組みという御質問でございます。

議員御指摘のとおり、安芸高田市は平成16年3月1日に合併をしておりますので、平成25年3月1日をもって10年目を迎えることとなります。合併記念事業や式典などの実施年度及び具体的な開催時期につきましては、今後予算措置も含めまして検討していきたいと考えております。

今考えられることといたしましては、市民総意の元「市民憲章」を制定してはどうかと考えております。また、記念式典では市政に功労のあった皆様方に対し、表彰を考えてはどうかとも思っております。その他にも「市の花」「市の木」の普及啓発など、市民総出でお祝いができる仕組みをつくる考える中で、議員御指摘の市誌の編集についても研究してみたいと考えております。

いずれにいたしましても、市誌として編集するならば、10年という時間は余りにも短いものでありますから、「合併のあゆみ」のような概要版にするなど、内容等慎重にこれから検討して考えていきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長　　以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員　　10年というのは短いわけですがけれども、今回、議会のほうで公文書の管理等に関する条例が提案されています。そういうこと考えた時にやっぱり公文書は大事にしながら、安芸高田市の歴史というものを刻んでいくためにはどうしても日々の考え方が必要になりますので、そういう点を考えながら日ごろからの対応をしていくという。そして10年スパンの記念事業とかいろいろか考え方があると思いますが、そういうふうに市としての歴史を着実に刻んでいくという手法。そういうものを市民の皆さんそれぞれが考え方を持って、今の安芸高田市の現在を大事にしていくという、こういうふうな考え方が生まれてくるかもしれません。そういうことから考えた私は、その記念誌というのは大事なものだなというふうに思います。また後から質問をさせていただきますが、甲立古墳の

関係についてもそういう資料が全くないということでもありますので、ロマンもありますけれども、昔どうだったんだろうかということを出していく一つの大きな資料になりますので、大事なことだろうとこういうふうに思います。その点について今後いろいろ検討されているようでございますので、一つ適切なる対応をお願いしたいと思います。

次に移ります。次に、同じようなことなんですけれども、神楽誌の発行というものを考えてはどうかということなんです。

今、安芸高田市は神楽を中心に安芸高田市をPRして全国へ打って、若者定住につなげていこうというふうな考えを市長は持っておられます。

「鶴瓶の家族に乾杯」というテレビもありましたし、それから高校生による第1回の神楽甲子園というものもやっておられます。そういうことから安芸高田市は今やスポーツもそうですけれども、神楽も観光資源の一つとして、それを皆さんに知っていただくということにしておられます。そういうことから考えた時に、安芸高田市の神楽というのは新舞、旧舞といろいろあるようですけれども、そういったある程度正しいと言いますか、正確な一つの事実を歴史的に残していくという意味からも私は神楽誌を発行されてはどうかと思います。このことがちょっと気になって、美土里町のほうにもお伺いしたんですけれども、以前に美土里町を中心とした神楽誌があるというふうに聞かせていただきました。あるのはあるんですけれども、特に安芸高田市合併いたしまして、高田郡が安芸高田市の全体の神楽ということで一つの協議会を立ち上げられております。これは今久保良雄さんという会長さんを中心にこの協議会が運営されていくということになっておりますが、そういうものから安芸高田市全体のものをつくって全国へPRしていくという。特にこの神楽というのは今1つのブームでございますので、これからブームに乗っかっていこうという時期にありますので、そういうものをつくりながら、安芸高田市民はもちろん県内そして全国へ販売をしていくという一つの手法もあると思いますので、そういうことも考えられたどうかというふうに思いますが、市長さんのお考えをお聞きしたいと思います。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の御質問にお答えいたします。

今年度、関係者各位の御協力によりまして、市内全22の神楽団による協議会を設立していただきました。先ほど議員さんが御説明されたとおりであります。このことによりまして、神楽門前湯治村における年間を通した神楽定期公演が実現いたし、多くの人々から好評をいただいております。

今後は、「安芸高田市の神楽」というだけでなく、「広島県が誇る伝統芸能」として全国に発信することとし、来年早々、「ひろしま安芸高田神楽 第一回 東京公演」を開催する予定であります。

また、多くの皆様方に神楽の魅力を知っていただくためには、議員御



指摘のとおり、神楽に関するガイドブックの作成も必要と考えております。神楽のガイドブックとしては、平成19年に、美土里町十三神楽団と神楽門前湯治村により「ひろしま美土里神楽帖」が発行されました。これは、美土里神楽の演目、登場人物、面や衣装等の道具、舞や奏楽の基礎講座、美土里十三神楽団を紹介したものです。

「安芸高田市神楽協議会」の設立を機に、新たに「ひろしま安芸高田神楽」を紹介したガイドブックを発行し、初めてみる方にもわかりやすく神楽の魅力をお伝えしていきたいと考えております。こうした取り組みを通して新たなファンの獲得だけでなく、すべての安芸高田市民が、我が郷土の地域資源である神楽のすばらしさを再認識していただければ幸いと考えております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 神楽も一つの大きな安芸高田市の財産ということになってくると思います。特に市長は若者定住につなげたいということを考えておられますので、これは神楽ファンだけの問題ではないと思いますし、安芸高田市の財産として多少の経費がかかってもある程度のそういった資料といたしますか、宣伝になるものをつくって投資をしても費用対効果から見ても全体の問題であるので、私は市民の合意は得られると思いますので、その点についてもぜひ考えていただきたいと思います。

次に移ります。甲立古墳についてでございます。

今2回ほど現地説明会を開かれておられますけれども、この11月23日に現地説明会がありました。これは御承知のように、前方後円墳として県内を代表する最大級の古墳と、貴重なものであるというふうに評価されております。これをどういうふうにして保存し、後世に継承するかということがこれからの課題だろうと思います。

その現地説明会のときに古瀬清秀さんという教授の方の説明でしたが、広島県大学大学院の考古学研究科ということで掲げておりましたが、そこでこのことをどのように継承するかというのが大きな課題になるわけですけれども、相当経費もかかるだろうと思います。安芸高田市でこの古墳を維持管理するということは大変なんではないかと思えますし、その現地説明会のときに局長さんのほうから国の関係機関で調査をしていただきますということがありました。その時の話では11月30日に国から来て調査をされるということをお聞かせいただきましたが、その30日の調査結果の大体の内容。それから今後このことについてどうということが想定されるか。そしてこれを継承していくためのこれからの段どり、スケジュールと言いますか、今、この古墳が余りにもひとり歩きしてどんどん間違った方向へ行くという課題もあろうと思いますので、局長さんのほうで話せる限度までをお聞かせいただければと思います。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 　ただ今の宍戸議員の御質問にお答えいたします。

市の指定史跡であります甲立古墳につきましては、今後の保存・整備を進めるために、甲立古墳発掘調査指導委員会の指導のもとに、平成22度から確認調査を実施しております。推定全長約75メートル、4世紀後半では県西部で最古級で最大級の前方後円墳で、今年度の確認調査においては、後円部に26基の円筒埴輪・楕円筒埴輪列と長方形区画の石敷遺構を検出し、11月23日に現地説明会を実施してきたところでございます。

また、先般11月30日には、文化庁の文化財調査官と広島県教育委員会文化財課指導主事によって現地指導をしていただきました。その中で「近年ではこのように保存状態のよい葺石は見たことがない。」また、「全国的にも、石敷遺構において礫敷に埴輪が伴う例は少なく、家形埴輪が原位置にとどまる例は極めてまれである。」と、高く評価していただいたところでございます。

今後の取り組み予定でございますが、今年度で確認調査を終了し、来年度発掘調査報告書を取りまとめる予定でございましたが、現地指導の御意見をもとに、来年度も引き続き埋葬主体部等の捕捉調査を行い、発掘調査報告書の作成業務を進めてまいりたいと考えております。

また、発掘調査報告書をもとに国での史跡指定検討が行われますので、平成25年度を目途に、発掘調査指導委員会の指導のもと、しっかりとした「発掘調査報告書」を作成し、国の史跡指定を目指してまいりたいと考えておるころでございます。御理解賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 　今現在、広島県内で貴重な古墳が発見されたということは、これも安芸高田市の大きな歴史的財産というふうに思います。先ほど申しましたように、神楽も今までずっと歴史がありますが、これが後世に向かって一つの大きな財産として残っていくわけですから、そういうものを考えながら安芸高田市が文化財保護ということについては大切にしていかなくちやならない、こういうふうに思います。

先ほど国の指定に向けての取り組みもしていくということでございましたけれども、私が今感じるのは、古墳が発見されて看板ができておるわけですね。その看板もこれは甲立小学校の児童と甲立地域振興会の皆さんが合同でつくられたということです。甲立古墳が発見された以後、発見されたというだけではなくて、そういった教育効果といいますか、児童生徒と地元が協力したものができているということ。立派なものが出ておりますが、そういったような方向で、私はこの甲立古墳が発見されただけで、古いものだよ、なかなかないものだよというのも大事なんですけれども、教育的な効果も目指すということも大事なんではないかと思えます。これは今では甲立小学校ということになっておりますが、甲田町も含めて安芸高田市全体の一つの財産でありますので、そういうこともこれから考えていく必要がある、していったほうがいいと

思います。

そこで、市が主にこうした歴史的に貴重な遺産を保存、継承をしていくということになりますと、先ほど申しましたように、経費も相当かかるだろうと思います。国の指定を受けても安芸高田市としての行政的な役割も大きいのでありますので、そういったところを考えた時に、学者とか専門家の指導を受けるということは当然のことなんですけれども、同時にやっぱり広く市民の声や提言を聞いて将来ビジョンに生かすという方法を取り入れて、安芸高田市で市民の皆さんが共有した財産という位置づけの下に、できるだけ経費のかからないような保存の仕方も考えながら進めていくというのが、私は大切なんじゃないかと思います。安芸高田市、厳しい財政の状況の中にあっては、そういった市民の協力を得るといっても考えてはどうかと思いますが、教育長さんのお考えをお聞きいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 先ほどの質問でございますけれども、教育効果を考えてという御質問がございました。看板をつくるにいたしましても、甲立の振興会の皆さん方が甲立小学校が近くにあるので、その子どもたちと一生涯の思い出になるようなものをつくっていきたいということで御尽力いただいて、立派な看板をつくっていただきました。つくったことを通してあそこに来るたびにつくった子どもたちは昔のことを思い出し、古墳を大切にしてくれることができるだろうとこのように大変喜んでおるところであります。

きょうも、私のところの生涯学習課の川尻主査は美土里小学校へまいります。これは甲立古墳のことについて学校の授業で指導をしてもらいたいということの依頼がございまして、そこへ出向いて行って指導するわけであります。この他にも市内の安芸高田市の教育振興会の社会科教育部会でもあそこで勉強会を開いておりますので、市内の学校でこの古墳時代の歴史を学ぶ時にはどこの学校でも甲立古墳のことが当然取り上げられてくることにはなるだろうと思いますし、教育基本法の中に京都の歴史や文化についての学識を深めるということもありますから、それらにも貢献していこうと思っております。

なお市民の声を聞きながら、さらに大切に物事が保存されたり、あるいはそのことを通しながら市の活性化にということでございますが、現在は調査中でございますので、まだまだ墳墓の主体のところを一生懸命調査をする段階でございますから、それもでき上がり、そしてある程度大まかなものはもうちょっと深くできるようになりましたら、まずは調査指導委員会の御意見を聞かせてもらいながら、文化財保護審議会の委員、この中には市民の方がほとんどでございますので、そういう方の御意見を聞かせていただきながら、あるいは社会教育委員の御意見も聞かせてもらいながら、市民の声が少しでも反映できたり、あるいはいろんな

な形で市民のほうへ広報あきたかたでも広報させていただいて、関心を持っていただき御意見を聞く機会もつくってもいいと思っておりますし、説明会も開かせてもらいたいと思っております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宋戸邦夫君。

○宋戸議員 これからの取り組みについてはいろいろなことが考えられるだろうと思います。私たちも市民の一人として、いろんな提言をさせていただきたいとこういうふうにも考えております。

次に移ります。次は最後になります。保育所管理運営についてでございます。

今、向原のこぼと園が民営化に向かって取り組んでおられますけれども、この保育所の管理というものが、私は、基本的には保育というのは教育というふうに考えているわけです。ですから、教育というふうに考えていくということになりますと、市民の皆さんが共有して子どもの成長を願うということになると思いますが、民営化にしていこうというのは、平成22年3月に安芸高田市が幼保一元化検討委員会から報告を受けておられます。その報告書の中にはやはり安芸高田市の財政状況をかんがみ、またこれからの安芸高田市の財政がずっと厳しい状況にあるということ想定したときに、やはり民活ということを考えていこうという報告がされておられます。それを受けて安芸高田市として保育所規模適正化推進計画というものをことし平成23年3月に計画を立てられております。このことについては私も説明を受けております。私らは住民自治を民主的に確立していくということ。そして、心豊かな子どもを成長させていくということ考えたときに、やっぱりこれは民営化も今の安芸高田市の財政状況から考えてもやむを得ないなという思いがしておるわけです。以前に説明を受けたときに、このことをやっぱり市民に周知を徹底していくと。この安芸高田市の財政状況も含めたそういった保育情勢といいますか、そういうものをしっかり市民に説明をして、住民自治でありますので合意を得た上で民営化、民活の活力を導入していったほしいとこういうふうな意味で質問させていただきましたが、その当時はもちろんそのことはやりますということでもあります。これは当然だろうと思いますが。

そこで私は特にこぼと園だけの問題では、この保育所の規模適正化推進計画ではそのことだけ問うておるわけではなくて、安芸高田市全体の保育所のあり方というものを問うておると思いますが、当面、向原のこぼと園について民営化をしていこうということになっておりますが、そこらの地元に対する、保護者に対する説明はどのような説明をされて、どのような状況にあったのかということをお聞かせいただければと思います。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の御質問にお答えをいたします。向原こぼと園の今後の管理運営計画についての御質問でございます。

御承知のとおり、施設の老朽化に伴う「向原こぼと園」の建てかえは、長期総合計画の中で、平成24年度及び平成25年度の2カ年で施設整備をいたし、平成26年4月から開園を目指すこととしております。

この「向原こぼと園」の建設・運営の手法につきましては、既に本年10月20日の議会全員協議会で説明させていただきましたように、市の基本方針として民間活力の導入を推進し、民設・民営の手法をもって整備することとしております。

過日、こうした基本方針に基づき、新たに整備する保育所の設立運営法人の公募を行いましたところ、社会福祉法人三篠会から正式に応募があったところであります。設立運営法人の選定に当たりましては、副市長を委員長とする公募選定委員会を設置いたし、応募書類に基づく書類審査を基本としながら、面接審査における評価項目に対する応募法人の基本的な考え方、取り組み、提案などを各選定委員が個別採点方法により採点いたし、その合計得点をもって総合評価いたしたところであります。この結果、社会福祉法人三篠会を「向原こぼと園」にかわる新たな民間保育所の設立運営法人に選定したところであります。

今後、基本協定書の締結や保育所用地無償貸し付けなど、市議会への報告や承認議決をいただきながら、事業の推進を図るとともに、園舎の設計等に当たりましても保護者会等をはじめ、関係者の皆さんに十分説明をいたし、御意見を伺いながら事業を進めたいと考えておりますので、御理解と御協力を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これからの取り組みについて市長の答弁がございました。

今まで向原の保育所の保護者の皆さんにいろいろ説明をされていると思いますが、そこらの皆さんのどのようなことの発言があったのかということも聞かせていただきたかったわけですが、向原の市民からも今まで公営であったのが民営化にいきなりなるというのが何か不安だというふうに思われるわけです。そういう不安を払拭していく、取り除くということがまさに大事なんだろうと思うんですね。ですから、民営化が悪いとかいいとかいう問題ではなくて、保育内容がどのように変わっていくのかということ。そこらをしっかり市民の皆さんに説明をしていくというのが一番大事だろうと思います。当然、安芸高田市の財政状況から見ても民間活力というのは大事なことでありますので、そういうことを市民の皆さんのこれが協働のまちづくりということになると思います。

これからやっぱり安芸高田市の方針、計画を見てみますと、向原だけじゃなくて安芸高田市全体を考えた保育計画ということになっていきま

すので、そういう点で、今はじめて向原が特に民営化にしていこうということになっておりますので、一番最初なんです。当然、八千代は過去の歴史がありまして、すべて民営化ということになっておりますが、公営だったものを新たに民営化にしていこうという段階では市民の皆さんの不安を払拭するというのはこれは行政の責務だろうと思います。ですからそういうことを考えて、私は今後の対応をしていただきたいと思っております。

平成23年3月に保育所の規模適正化推進計画を立てられた中に、18ページになるんですけども、公立保育所民営化ガイドラインというのをつくってスムーズな民間への移行を目指しますと書いてあるわけですね。そのガイドラインというのはどういうふうになっておるのか、ちょっとお聞きしたいんです。これから取り組むと言われればそれでも結構だと思っておりますが、私が特に申し上げたいのは、市民の合意を得るための最大限の努力をこれからしていただくことはどのようにお考えなのか、1点お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の御質問でございますけれども、基本的に安芸高田市第2次行財政改革を説明してあります。これ第1次と違いまして、第1次は通常の見えるところの行革。電気代とか人件費とかが主だったんですけども、今回はそれに加えて大きな市の行政の民活を使って行政改革をやったかどうかということでございます。その大前提をサービスが今より低下しないという大きな前提がございまして、そういう条件のもと民活を進めておるところでございます。具体例、給食センターとか窓口業務とか水道事業とか今まで行政が考えなかったところをそういうところに入り込んで行革を進めております。

保育所にいたしましても、現在民営化しているところもたくさんございます。吉田町においても入江とか可愛保育園とか民営化です。そこらを見ましても、民営化だからといってサービスが悪いという声も聞かれないんで、民営化のいいところ、または経済的にも助かるところをしっかりと生かしながら方向性を見出しています。大前提はサービスが落ちないということが限定なので、御理解をしてもらいたいと思っております。具体的な保護者等の意見とか、ガイドラインの取り扱いにつきましては、担当部長が御説明いたしますので、よろしくお伺いいたします。

○藤井議長 引き続き、答弁を求めます。

福祉保健部長 武岡隆文君。

○武岡福祉保健部長 それでは保護者会等の説明会の状況、あるいはガイドラインについての御質問にお答えをさせていただきます。

10月20日に議会の全員協議会を開催させていただきました。今後の大まかなスケジュールについても御説明をさせていただきました。その中で保護者会等の説明につきましても、10月から12月の間にかけて実施を

させていただくということでお答えをさせていただいておりますが、これに基づきまして、10月29日にまずはこぼと園の保護者会の皆様に御説明をさせていただきました。これにつきましては、当然民営化の、いわゆるなぜ民間活力の導入が必要であるかといったことも第2次の行政改革大綱あるいは職員の定員規模適正化推進計画、こういったものも含めて御説明をさせていただきました。とりわけ合併11年目以降、交付税の加算措置、約23億円というものが5カ年で段階的に削減されていると。非常に将来的に厳しい財政状況が訪れると。そういった中で民にできるものは民に可能な限りお任せをしていくと。そういった第2次の改革の基本の考え方も御説明をさせていただいたところであります。そういった中で、保護者の皆さんからは先ほどおっしゃっていただきましたように、公立が民間になるということの中で、いろいろな不安を抱かれる御意見もございました。また一方ではそういった民間活力の導入に合わせて新たなサービスの展開が期待できるということで、そういったサービスが可能になることについての期待をおっしゃられる方もいらっしゃいます。

いずれにしても、住民の方それぞれ御意見が違うというふうに思いますが、私で見れば、向原こぼと園の保護者会においてはおおむねその御理解をいただいたと思っておりますし、むしろこのサービスの充実に向けては期待をいただいておりますというふうに思っております。

そのほか、10月30日は坂1区の振興会、10月30日は向原小学校、11月5日は向原中学校、11月19日は現在まだこぼと園に入園しておられません、今後新たにこぼと園に、保育所に上がっていくそういった未就園の保護者の方も対象に御説明をさせていただきました。いずれにいたしましても、いろんな期待と不安というものがございますので、特に今回12月2日に公募選定委員会を行いまして、その中で公募のありました三篠会さんのほうの面接のヒアリングもさせていただきました。その中で保護者会のほうから出ておりました不安、思われた点、そういった点もきちんと質問等をさせていただいて、それに的確に御回答をいただいたということです。

それとこのことにつきましては、既に12月5日の市のホームページのほうに、この選定の経過あるいは応募資格に対する法人の適格性、あるいは面接、ヒアリングにおける審査項目にかかる法人の基本的な考え方、現在の取り組み、また提案等についても詳細に掲載をさせていただいております。そこは保護者会の方にもしっかりと見ていただきたいということで、既に保護者会の会長さんにも電話等をさせていただいて、保護者の方はホームページにアップをしておるので、ぜひごらんいただきたいということも申させていただきます。それを見ていただければ、かなり詳細な取り組み内容が掲載されておりますので、保護者の方も今まで不安に感じておられた部分もこれで払拭される部分もかなりあるかと思っております。

それとガイドラインにつきましては、基本的に先ほど申しましたような応募の資格であったり、あるいはその設立、運営にかかる条件等の設定、あるいはその選定にかかる取り組み、これは先ほど言いましたように公募選定委員会を設置しながら厳正に決めていくと。その中では当然保護者会への説明会があったり、そういうことも当然含むということでございます。以上であります。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君に申し上げます。残り時間が4分を切っておりますので、通告をしておきます。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員

住民自治を民主的に確立していくというのは行政の基本のうちの基本ですから、そういう意味では住民の皆さんに説明して不安を払拭するということが最大限の努力が必要であると思います。

私は改めて申し上げておきますが、民間活力の導入ということは、市がこれが絶対だめということをおっしゃるわけではなくて、やはり行政の責任として保育を担当していくに当たっては、民間に頼むと。もうやっていただくから、もううちは手が切れたというのではないというふうに、教育の一つの一環ですから、そういう家庭の中にあるものですから、そういうことを申し上げておきたいと。もちろん行政の人は知っておられると思います。そういうふうに住民の合意をしっかりとやっていただきたいということ。

それからガイドラインもいろいろな手法を持ってやられると思いますが、向原だけじゃなくて安芸高田市全体の保育内容をどうするかということ、これからの大きな課題も出てくると思います。先ほど部長さんがおっしゃったように、設立運営法人の選定報告書というものがインターネットで出されておりました。その中にも園バスのこととか、いろいろ課題が出てくると思います。あそこはバスが出て、ここは出ないのかというふうなこともいろいろあると思います。これから1つずつ解決に向けて取り組みをさせるとは思いますが、その点について特にお伺いしておきたいと思います。

それから私がちょっとここで気になることがあるんですけども、そこで働く労働者の皆さんがやはりこれからどうなるんだろうかということが不安な要因になっていると。今まで自分たちが保育をやっているのを、しっかり勉強しながらやっていった成果がどのようになっていくのかなという不安もあるようですので、そういう点についても執行部としてどういう対応をされるのかということもお聞かせいただければと思います。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

ただいまの答弁をいたします。このたびの保育所とか幼保一元とかいう一連の計画につきましては、何は何でも民営化じゃないので、できる



だけ民間活力の力を入れ導入しながらサービスが低下せんようにやっていくというのが原則でございます。

保育所につきましてもいわゆる民間運営のできるどころ、児童数がある程度あるところ、ないところにつきましては民間が成り立たんわけでございますから、行政の直営になるのではないかと今の段階ではそう思っております。

それから職員の問題でございますけれども、現在の非常勤職員、非常に多いんですけど、現在よりか処遇が悪くなるようなことはならないように、方向づけをしていきたいと思っております。お互いに生活があるわけですから、民間だから問答無用というんじゃないしに、やっぱり皆さんの立場も考えながらこの方向性を皆さんが納得いく形で進めてまいりたいと思っておりますので御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

宍戸邦夫君。

○宍戸議員 これからの保育というものをやっぱり教育の一環として考えた時に、それぞれの課題が当然出てくると思います。民間でメリットもデメリットもあると思っておりますけれども、安芸高田市としての方針をしっかりと決めて取り組む。そして住民の皆さんが納得できる保育内容にしていくというのは基本だと思います。

それから今の労働者の皆さんの問題についても当然生活がかかっておられますし、そういうことも十分考えながら、保育所と保護者と市民の皆さんと民間の企業の方と行政、これ運命共同体のような感じでおりますので、その点について考えていただきたいと思っております。以上で終わります。

○藤井議長 以上で、宍戸邦夫君の質問を終わります。

この際、11時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午前 11時00分 休憩

午前 11時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて通告がありますので、発言を許します。

18番 亀岡等君。

○亀岡議員 市民クラブの亀岡等でございます。通告をしております避難計画の受け入れ対策について、2点について市長に質問をいたします。

最初に島根県が策定する島根原子力発電所の事故を想定した避難計画に関係して本市の対応について伺います。

過般の報道によりますと、島根県では島根原発に事故が発生した場合、半径30キロ圏内になる地域からの避難人口は46万人になると言われ、その避難計画には近県が連携して協力することになるとされております。まずはこれに対する市長の御所見から伺います。

○藤井議長 　ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　ただ今の亀岡議員の御質問にお答えをいたします。島根原発で事故発生の場合の協力体制についての御質問でございます。

東日本大震災で発生した福島原発事故における被害は広範囲に及び、今なお多くの方たちが避難生活を余儀なくされています。これを受けて、島根県では島根原発の事故が発生した場合の避難人口を46万人と推定されております。県内での避難可能人口を除き、約40万人の方に対して県外への広域避難計画を検討されております。このたび、島根県より広島県を通じて県内各市町に対して避難者の受け入れ計画について調査依頼を受けるところであります。当市における照会のあった避難所の施設規模等の回答を行ったところであります。今後は、各県・市町が回答した資料をもとに具体的な施設の受け入れについて照会があるものと思っております。

いずれにいたしましても、隣接する県として重大な事と認識しておりますので、総合的に判断し、各県と連携した協力体制を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますよう、よろしく願いいたします。

○藤井議長 　以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 　非常に適当な考え方を示されます。そこでこの件はどこまでも事故を想定しそれをもとにしたものではありませんが、その根拠は、例えば、事故は絶対にはないとは言いきれない。もちろん事故発生の時期も断定できないが、事故はあるとしないといけないということがその大きな根拠になっていると思います。要するに、これまでの原子力発電に対する安全神話が完全に崩れている現実の中で求められている、そういう状況だと考えます。言い換えれば、不時に備えた対策と言うほうが適当かもしれません。

この際、原発事故を対象とした本市としての不時に備えての施策の構想が必要であり重要であると考えますが、その点について市長はどうお考えでしょうか。

○藤井議長 　答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 　このたびの東日本大震災は、これは東北地方の出来事ということではなく、先ほど御指摘のように、今気象状況も変わってきておりますので、我がまちの出来事として考えなきゃいけないと平素申していただいておりますけれども、この島根原発についてもよそことではなく我がまちのこととして、そういう課題を考える時に一緒に考えていきたいと思っております。

隣の県でございますので、我がまちができる、できる範囲の最大限のことをしていきたいと思っております。文化交流とか人口、人間の交流

とかいろいろございますので、そういう意味からも大事な県でございます。しっかりとした対策ができるよう、また検討していきたいと思っております。

今何をすると書いてもたら話になるので、安芸高田市の課題についてこれから見直す必要がございますので、一緒にそういう原発問題も考えていきたいと思っておりますので、理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 この避難計画の受け入れ実施で何と言っても大切なことは、市民のこれに対する理解と協力が欠かせない条件でありましょう。これについては、安全・安心の社会の構築に向けての市の考え方の確立、平素からそういう努力はされておるわけでありましたが、それを市民への周知を図り、平素からの市民の意識の高揚が大きな前提になると考えます。この点については、市長どうお考えでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今まで非常に防災計画等を通じて、安心・安全については精いっぱい努力をしてきていますけど、このたびの東北震災を教訓として、新たな検討を重ねていきたいと思っております。

非常に、先般も三次の島根県境で震度5という地震があったと聞いております。幸いにも被害はなかったんですけども、こういうような今まで考えられなかったような情報が入ってくるわけです。これらを踏まえてそういう対応については防災計画の見直しは、市としても図っていききたいとかように思っております。その中でも原発のことについても触れてみたいとかように思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

亀岡等君。

○亀岡議員 次の質問に移ります。2点目に移ります。

本市におきましては、本年3月11日に発生した東日本大震災の被災者に対する支援策として、いち早く学校の丸ごと受け入れ策を決定し、本市としての被災者支援の対策として打ち出されているところでございます。

地震発生より昨日でちょうど9カ月が経過をしておりますが、現在までのところ本市の支援策についての具体的な要請はないと伺っております。この件につきましては、今後どのように対応していかれるのか。

現在ちょうど次年度予算の構成をされている中でございますが、この丸ごと受け入れ施策と伴う予算措置の見直しが必要ではないのか。支援策を続けていくのであれば具体的にどのような形で続けていくのか。早い機会に改めて検討すべきではと考えますが、いかがでしょうか。御所見を伺います。

- 藤井議長  ただ今の質問に対し、答弁を求めます。  
市長  浜田一義君。
- 浜田市長  安芸高田市小学校丸ごと集団疎開支援プロジェクトについて、今後の方向性の質問でございます。  
議員御指摘のとおり、東日本大震災直後の4月7日に受け入れを表明して以来、今なお具体的な要請はございません。このことは、先の9月定例会において水戸議員の御質問にお答えをしておりますように、あの震災から既に9カ月が過ぎようとしている今日においては、東北3県の教育現場では一定の落ちつきを取り戻し、その必要性が無くなって来ているものと思われまます。  
しかしながら本プロジェクトの経費は、平成23年度中を対象として予算化したものであります。少なくとも本年度中は受け入れる体制を維持しておきたいと考えております。  
なお、本年8月に陸前高田市を訪問いたし、副市長に知己を得たことから、今後においては地域を特定いたし、関係市とより緊密な関係を築きながら、効果的かつ友好的な支援ができれば幸いと考えておりますので、御理解を賜りたいと思ひます。
- 藤井議長  以上で答弁を終わります。  
亀岡等君。
- 亀岡議員  以上で終わります。
- 藤井議長  以上で、亀岡等君の質問を終わります。  
続いて通告がありますので、発言を許します。  
17番  今村義照君。
- 今村議員  17番、あきの会の今村でございます。先の通告に基づきまして、大枠2点をお伺いしますが、実は常々市長の言われている市民総ヘルパー構想について言及をしてみたいと思うわけでございます。  
まずその1点目でございますが、その具現化及び具体的な政策展開が、今後の市民生活にとって安心して暮らせる、重要な課題だと受け取っております。これまで再三にわたり市長が唱えられてきた市民総ヘルパー構想の基本的な理念とその目標についてお伺いしたいというのが、まず1点目でございます。  
今年度の予算化でその市民総ヘルパー構想の策定についてまとめるんだということで予算化もされ、現在取り組まれてるかに思ひますが、一方では、現実にこの構想について具体的な形での事業及び事務推進が行われているわけです。そこら辺について、やはりもっと基本的な形でこの構想をどういった形で展開していくのかという基本的な形のもの示されていくべきだろうと思うわけでございます。まずその点からお伺いをしたいと思います。
- 藤井議長  ただ今の質問に対し、答弁を求めます。  
市長  浜田一義君。
- 浜田市長  ただ今の今村議員の御質問にお答えをいたします。市民総ヘルパーに

についての御質問でございます。

先般このことを、実は厚生労働省の担当職員とお話をしたら、非常に的を射た話というお言葉をいただきました。今後の日本の福祉、医療、介護とかこういう医療費の抑制には、市民総ヘルパーにおける自助・共助・公助のバランスと、もやいの精神があればかなりの抑制ができるというお言葉をいただいたことでございます。私もこのことを聞いて非常に自信を持ったところでございます。行財政改革からも非常に大切な事業と考えております。

市民総ヘルパーの具現化に向けた基本理念は、今申したようなことでございます。その目標及び進捗状況についての御質問でございます。市民総ヘルパー構想の理念と目標といたしましては、高齢化が進み、家族や地域のきずなが弱体化している中で、新たな互助・共助の形を創り出し、中山間地域の再生を図ろうとする構想であります。本年度、県立広島大学にその構想の具現化について、取りまとめをお願いしているところでございます。

現在、取りまとめ作業は、おおむね終了しております。本市と最終的な確認を行った後に、わかりやすい概要版パンフレットとして配付することとしております。議会をはじめ、市民の皆様方にも早い時期にお示しをさせていただきたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 まず財源的な形ではこれまで言われてきておりますそのことが、もっと具体的な形で示されるべきだろうと思っておるわけでございます。

これまでの施策として、市民総ヘルパー構想については、現実今年度の予算でも、家族介護教室事業、訪問ヘルパーの受講支援、生活介護サポーターの要請、生活サポート事業。これらのことが現実に行われてきておるわけでございます。しかしながら一方では国の方向性とすれば、介護職員の給与の水準を維持するために交付金の廃止の問題であるとか、介護方針に対応して所得の高い高齢者からは利用者負担の引き上げ、これらも検討されている状況にあるわけです。

そこでやはり市の方向性とすれば、先ほど言われましたように、構想をもっと具体化するためにまとめるということでございますが、その構想の具体的な理念と計画書、これがやっぱり事業展開に結びつけられ、市民にとってわかりやすい目標、指標、こういったことが必要であると思っておりますが、今後のこの事業推進にあたって、そこら辺についての市長の御見解をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどもお答えをしましたがけれども、現在、最終的な確認を行うまでに、今ヘルパー構想が取りまとめられております。この確認が終わった

ら、議会、市民の皆様方に、また広報なりを通じて打診をしていきたいと思っておりますので、御理解をしてもらいたいと思っております。今、最後の確認を行っておりますので、これをした後、市民とか議会の皆さん方に広報をしていきたいと思っております。そういう具現化した計画に基づいて、また実効性のある市民総ヘルパー構想を実施していきたいとかように思いますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 現在、その策定作業を進行する中で、こういったことを申し上げるのも何かと思っておりますが、やはりその策定にあたって、本来市長の考えの下にその作業に当たられたというふうに考えるわけです。こういった理念で、こういった考えがあるからその構想についてまとめてもらいたいという、多分そういう依頼の仕方だったろうと思うわけですね。そうすると、その具体的な形での市長のお考えになるヘルパー構想の骨子について、先ほど介護及び医療関係を含めてその抑止と、それからこういう財政の厳しい状況の中でそれをやることによってその策定効果をねらうんだと。そのためには市民ともどもそのことについて共通の認識を持つという発想だろうと思うわけですが、それをより具体的な形で今後もっと政策的に踏み込んでいった形のものが出発の課題だろうと思うわけです。これは策定の計画が出てきて、それについて具体的にどういったような形のタイムスケジュールなり、そういったものが出るかちょっと今の段階ではわかりませんが、その大まかな形での目標なり指標なりというものを示す必要があるのではなかろうかというふうに思っておりますが、その点については改めて伺いますが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この構想につきましては、一番困ったこと、職員が悩んだことは、ひな形がないということなんです。県に聞いても国も。うちのまちが言っているわけであって、基本的な方向はわかるにしても、ふつう要綱というのはひな形があってそれを書くんで、すぐできるんですけど、このことがない。

実は学校の先生と私でヒアリングして、こういうことについての今の自助・共助をうまく取り入れた抑制化も図ってほしいとか、そういう方向とか、今後またボランティアに頼らず、やっぱりボランティア貯金というか、広島県にはもやいということを書いてますけど、こういう制度も入らんか、今の税金を上げるんじゃないに、こういうような人的なものを踏まえてということを考えて策定にしてくださいという面接を行ったところ。ある程度そのことによって、特に我々安芸高田市というまちが広範囲なところにつきましては、例えば、地域においてお医者さんがどこにもいるとかこういうことが成り立たないので、広範囲で

あってもうまく行政を進めるような仕組みづくりをお願いしたところでございます。

文章化とか具体化には1カ月その辺でできておりますので、別の機会に市民の皆さん、議会の方にお示ししますので、その時にまた方向性なり御提案をいただければ幸いだと思っております。よろしくお願ひします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 先般、内閣府で心の基本構想、基本指標といいますか、それが発表されました。このことは今の市民総ヘルパー構想に根幹をなすものだろうというふうに思うわけです。その指標の中で、例えば、今の現状の中で現在の経済社会の状況、それから心身の健康の問題、各区や社会との関連・関係性の問題。そこら辺の指標をそれぞれの地域で考えるべきだろうという一つの提案というふうに受けとめてもいいだろうと思うわけでございます。そのことが私は市民総ヘルパー構想の根幹をなすものじゃなかろうかというふうに思うわけです。

これまでの市長のその構想に対する考えを聞いても、非常に多様から、それこそ地域づくりから子育てに至るまで非常に広範囲に渡る事業のあり方だろうというふうに想像、思いついておられますし、そこら辺がやはり総合的に機能を発揮せんとこの構想は絵に描いた餅に終わるんじやなかろうかというふうに思っておるわけでございます。今や市民と協働でまちづくりを行うというのが我が市の基本でございますので、そのためにはやはり市民への説明がしっかりなされてなければならないというのが原則でございます。

そこで先の内閣府の指標から私はこの構想を施策の骨子として、例えば、非常に抽象的でございますが、やっぱりこの安芸高田市というまちで、いつまでもみんな元気で暮らそうというのが基本だろうと思うわけですね。その施策の骨子、中身の中でそれをどういったような事業展開をしてくのかというのが、これからの最大の課題だろうと思うわけでございます。そこら辺について、その範疇と思われる今の市長のお考えですね、その点についてお伺いをいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 国の施策、方向性というのはしっかり検討した方向なんで大切だと思いますけど、私はそんなに国が出たといって、いいことは学んで行くけど、私の逆に先駆者なんで、私のあれもしてもらいたいぐらいなんで国のほうへ、そういうような気持ちでおります。ただ、ここの基本構想とかそういう観点からの報告が出たら、こういうことがうちの市民総ヘルパー構想の中にうまく整合できるところはちゃんと整合していきたいと思っております。これはこれから先の話なんで、県なり国なりがこれと似たような構想が出てくるとは思いますけど、いいところはちょっとカンニングしてうちの構想の中に入れていきたいとかように思っております。

向こうが出たから、うちの構想をぶさにしてそっちをすると、そういうばかなことは考えないように。あくまでうちの市民総ヘルパー構想を基本にしながら、国、県のいい意見は入れていきたいと思っていますので、御理解を賜りたいと思っています。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 この概念でいつまでも論議をするつもりはございませんが、やはりその骨子であるところはしっかり踏まえて、この事業を推進するべきだろうと考えるわけでございます。

次に、その具現化に向けて、常日ごろ私が言っております行政評価のシステム。これの導入についてどのようにこの構想に生かされているか。あるいは国へ入れられようとしているのか、そこら辺についての御見解をお伺いいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 行政評価システムについての御質問でございます。

政策展開における行政評価システムの活用については、これまでも幾度となく議員の質問にお答えしてきておりますが、本年度は、平成22年度の施策評価シートの作成が完了した段階で、主要な施策についてはヒアリングを実施いたし、「施策の現状と課題」、「目標に対する達成度合い」、「現状分析に基づく改革案」などについて担当部長、課長等と議論を深めたところであります。

今年、特にヒアリングの結果、新年度予算の編成にあたっては、「政策への貢献度」や「予算配分への優先度」などを踏まえ、重点的に取り組む分野において必要と認めた事業を「重点事業」として位置づけ、予算枠の範囲内で重点配分することといたしました。

「市民総ヘルパー構想」についても、この重点事業に位置づけておまして、高齢者をはじめ、障がい者や児童に対する福祉施策や地域における自主防災組織の育成、また災害時の要援護者支援対策なども含め、これらを体系的に整理する中で、自助・共助・公助による役割分担を明確にしながら、今後、一層の事業推進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 これからの施策評価については現実にはもう進んでいるわけですね。この市民総ヘルパー構想をシステムの中から見たときに、まず長期総合計画に基づいた5つの方針があって、その中で主要施策が15項目ございます。その中でこの構想は、社会全体で支える福祉の充実という主要施策中で位置づけておるわけですね。その社会全体で支える福祉の充実の項目の中で、その政策評価については24項目の事項があがっております。そしてその総ヘルパー事業については、先ほど言いましたけれども、4



つの事業を今年度も展開し、今後の展開次第によってはさらに枠の範囲が広がる形での施策が行われることは目に見えてるわけです。そのためにはやはり大きな前提である市民総ヘルパー構想の施策表示といいますか、政策表示。より具体的に言うなら、市民の高齢化に伴って、例えば、その目標として平均寿命を実際何年までに上げるんだとか、それからお年寄りが生涯現役である条件づくりを行うんだといったような具体的な目標が必要だろうと思うわけです。そのことを市民に説明することによって、目的の共有化を図り、協働化への事業推進がなされるであろうというふうに思うわけでございます。

1つの例をとりますが、国保医療費が現在1人当たり約30万円かかっております。これを今後、例えば3年後、5年後、10年後ではどういった形で削減するんだといったような方向づけ。さらに介護保険給付では、年間35、6億円かかっているわけですね。それをどういった形で削減するんだといったような具体的な方向づけがなされるべきだろうと思うわけでございます。それには、私は今の行政評価の仕組みをしっかりと使って検証し合う仕組みをしたほうがいいのではなかろうかというふうに常々考えておりますが、この点についてのお考えはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 今、市民総ヘルパー事業についての目標数値とか、これ非常に大事な数字でございます。我々が今行っているのは形成的な判断の中から事業転換を行ってます。これ将来的には、数値的な問題ですけど、余りにもそれをやるにはまだ資料が不足だと。例えば、お太助ポイントにしても、これが実施されれば相当な医療費の削減になりますけど、これをどのようにどうなるかということ今模索しているところでございまして、段階を経て、議員御指摘のような評価システムに変えていくということで御理解をしてもらいたい。現在は形成的なこと、皆さんの協力があったらちゃんと福祉は安くつくりますよという仕組みづくりをしながら、その成果を踏まえて具体的な指標を掲げながら考えていきたい。

議員おっしゃるように抽象的な市民の健康づくりはこうありますよということと言えますけど、実際的に福祉をどのぐらい削減というのはまだちょっと勉強中でございますので、段階を得て議員御指摘のような事業の展開を図っていきたくて思っていますので、御理解を賜りたいと思います。そういうことが無駄というんじゃないに大切なことですけども、現段階ではやっぱり定性的なものからスタートしていきたくてかように思っています。どうか御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 なかなかそれは理屈どおりにいかないのが行政の常ですが、やはりその方向性をはっきり示すことは必要だろうと思うわけです。これまでの市民総ヘルパー構想に対する事業推進について批判するわけではないん

ですが、やはり一番欠けてるのは総合的な施策展開がこっちでは見えないということだろうと思うわけです。その総ヘルパー事業は高齢者の福祉課でその事務を担当しておりますが、さらに大きな前提で言うなら、保健医療課の問題であり、高齢者比率の問題であり、子育て支援課の問題であり、地域づくりから言えば、危機管理室の問題でもあるわけですね。そこら辺はやはり総合的な形で施策展開をします。そしてそのために、せっかくここまで積み上げてきた行政評価の仕組みを生かすべきだろうと思うわけです。

一つその進め方として、例えば議会の面をとったときに、これから介護職の倍増ということが喫緊の課題になってきております。来年度から24時間対応の地域巡回型訪問サービス、これをやるのが、方向性が決まっておるわけですね。それには介護職の倍増が必要だろうと言われておるわけでございます。果たして今の介護のあり方で、安芸高田市のその体制があるのかどうか。さらにその効果を上げるべく、予防介護の問題がございます。次いで、現在集めておりますヘルパーの育成事業が具体的にどういった形で今後市に生かされるのか。そういったこともやっぱり考えなきゃいけないし、本来なら例えば、介護ヘルパーの介護者としての生業が成り立つような仕組みも今後考えていく必要があろうかと思うわけです。そういう専門家の育成とボランティアによる活動をどういった形で組み合わせるのか。ここら辺はもう現実の問題としてやらなきゃいけない問題というふうに思うわけです。

先ほど医療の関係で言いましたけれども、国保なりあるいは医療体制の制度の問題、ここら辺をできる形でほんとに削減化にしていくのかといったようなことが、現実にはやはり日常の事業推進の中で行わなければ、その策定ができた段階でそのことに取り組むということじゃなしに、並行して現実に行われるべきだろうというふうに思うわけです。

合わせて健康づくりの問題もございます。例えば、60歳からの仕掛けにどういうふうに対応していくんだと。そのためには、例えば、地域づくりの主眼である健康推進員の育成であるとか、それらの設置の問題であるとか、先ほどちょっと出ましたけれども、地域づくりの見守り隊の関係であるとか、そこでいわゆる行政の役目と地域市民の役割をそろそろ明確に表す必要があるんだらうというふうに思いますが、そこら辺についてのたまかな観点でよろしゅうございますので、御所見をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 非常に総理大臣とか知事が聞くような質問でございますけれども、行政がそれをやらなくちゃいけない話なんですけど、今はやっぱり体系づくりとかいうのは他の市町に比べて安芸高田市は進んでおると思います。ただ将来的には人材確保という面については、広島県でも安芸高田市、我がまちですけど多文化共生推進室をつくって、将来的には日本人

で足らんかったら外国の方にもその協力を願うんだという布石を打っているわけです。

現実的な問題につきましては、先ほど申しました、今体系的に冊子ができ上がってきていますので、この監査が終わったら頭出しできるものは出していききたいと思っております。今までもそういう視野のもとに職員も頑張ってきているわけございまして、決して無視しているということではないので御理解を賜りたいと思います。

今回、市民総ヘルパー構想の体系がまとまりましたので、それをまとめる中で頭出しとか、そういうような定量的にできるものは定量的に方向性を持っていききたい。定性的に判断できるものはそういう方向性を見出していききたいと思っておりますので、よろしく御理解をしていただきたいと思います。決して怠けてるわけじゃなしに、職員一応頑張ってるやっってもらってます。徐々にですけど、いい体勢をつくっていききたいと思いますので、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 いみじくも先ほど出ました概念的にはわかるわけです。例えば、介護職が今後足らんであろうと。外国からそういった人たちを受け入れる準備もあると。なるほど理想はそうなんですが、現実的にこれをやろうと思えばやはり5年、10年の年月はかかるだろうというふうに想定するわけです。そうすると理念はいいんですが、やはりそれに向けての具体的な形での事業推進はしなきゃいけませんし、先ほど職員も頑張ってるとおっしゃいましたが、私も頑張ってると思うんですよ。高く評価するわけです。しかしながら、先ほど冒頭で言いましたように、総合的に市民総ヘルパー構想に向かってそれが機能を発揮しているかどうか。その体制についてはやはりちょっと疑問があるんじゃないかなろうかと。職員が幾ら知恵を出そうと思っても、概念はわかるんだけど具体的などういった形でそれを推進しているのかわからないというのが現状じゃないかなろうかというふうに思うわけです。

私は本来ならその策定については、外部にお任せするよりも内部でそういった策定計画をまとめるべきだというふうに常々思っておりましたけれどもそのことは別として、やはり組織の体系の中でそういった関係する機関がプロジェクトを組んでも、このことについて具体的にやる体制をとる必要があるだろうと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ヘルパー構想でございますけど、外部にお任せしたんじゃないんで方向性は私がヒアリングして市のほうでまとめて、そのことをまとめをしただけでそこはちょっと勘違いをしています。

それから具体的におっしゃいますけど、要は、市民の皆さん方に一応

自助・共助の分野をしっかりと受け持ってもらえれば、行政コストは下がりますよということなんで、難しく難しく考えなくてもそういうことですよ。市民の皆さん方がちゃんと自助とか公助の分野を、危機管理でもそうですよね。自助、自分がやるべきことをやってもらうと。それでうちの消防署が行ったらその続きからやると。医療でもそうです。家庭内で起きたもめごとを、例えば、亭主が倒れたら救急AEDを使えるかどうか。自分でやれるところはやっておいてくださいと。その後の、例えば、ここから移動するには時間がかかります。10分かかるんか、30分かもわからん。その時間の補填をしてくださいと言ってるわけであって、非常に難しいことを言ってるわけではございません。ただ、この効果が非常にあるということはわかりますので、このことを訴えるほうが市民の皆さんに理解があるというんだったら、そういう方向でまた考えていきたいと思っております。

私はやっぱり市民の協力ですよ。そのためには我々が協力しやすいような体制をつくつとかなないけんということですよ。何を考えとるんか、私らはこういうことばかり言って、市役所へ行ったら全然こういうことをしとらんじゃないかとか、電気つけっ放しやないかというんじゃないか困るんで、私を含めた職員の意識改革。そういうことがうまくいくんじゃないかと。先ほど申しました自助・共助のことをしっかりと認識を持ってもらって我々も正当化すると。行政に次いで補完をしっかり地元へお願いすると。この単純なことをしっかりと訴えていけば、さっきの市民総ヘルパー構想はしっかりとしたものになるんじゃないかと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

今村義照君。

○今村議員 今いみじくも市長のほうからその事業及び政策の効果測定の話が出ました。私はやっぱりこれをやるには、今の行政評価の仕組みは最適だというふうに思ってるわけです。これはいわゆる大前提、政策という大きな前提があって、それを市民と共有した形で、毎年度、その評価をし合うというのが最終的な形のものなんですね。今の早く内部評価からお互いが評価し合える仕組みをつくるべきであると。そのことによって市民説明を果たすべきだということはやっぱり必要なわけです。

従って今言ったようなことを今後施策の根幹に据えていただいて、この市民総ヘルパー構想が樹立した形になるよう望んで質問を終わります。

○藤井議長 以上で、今村義照君の質問を終わります。

この際、13時まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 0時06分 休憩

午後 1時00分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

4番、大下正幸君。

○大下議員 4番、あきの会 大下正幸です。先日は、テーマ別懇談会、御苦労さまでした。それでは通告通り質問させていただきたいと思います。

有害鳥獣に対するより有効な対策について。近年、イノシシやシカ等による有害鳥獣被害が増加しており、これまで捕獲班による駆除活動や防護柵の設置、補助等の対策が講じられていますが、依然として被害の縮小には至っておりません。今後の有効な対策を市長にお伺いいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の大下議員の御質問にお答えをいたします。有害鳥獣に対する有効な対策についての質問でございます。

地球温暖化の影響でしょうか。安芸高田市市内においても有害鳥獣、特にシカの生息範囲が北上しているようでございます。有害鳥獣による農作物への被害は、農家・生産者にとって生産意欲の減退など憂慮すべき問題であると認識しておるところであります。

有害鳥獣対策は、「防御」と「駆除」とに分かれますが、市といたしましては、防護柵に対する補助金や、捕獲班による駆除を行っておるところであります。平成22年度から狩猟免許取得補助金制度を創設し、第一種狩猟免許を新たに取得された方に対し、取得費用の全額を助成しておるところであります。平成22年度は2名の方がこの制度を利用され、現在、捕獲活動に従事されております。平成23年度は7名の方が合格されたとの情報を得ております。7名に対し助成する予定としております。今後の捕獲活動が充実するよう期待しているところであります。

また、防護柵の設置につきましては、安芸高田市、国の補助事業をはじめ、今年度は県の補助事業も創設されました。平成22年度末での防護柵の整備率は、受益面積ベースで52.4%となっておりますが、設置されていない箇所への被害の集中が見られるため、今後ともこの事業につきましては、国や県の補助事業を活用しながら進めてまいりたいと思っております。よろしく御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 防護柵の設置については市内の約半分をカバーしているという状況になっているようですが、設置されていないところに向けて有害鳥獣が移動して被害をまた生むという状況で、今後も引き続き地元要望に応じる予算書措置が必要であると思っておりますが、どのようなお考えがあるか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 防護柵が設置されていない地域でございますけど、実態を把握しながら

国、県の制度を活用してまいります。活用できない場合は市としてもある程度の有効対策を考えていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 野菜等を丹精込めて栽培した農作物が1晩でシカの被害。老人の人が丹精込めて野菜でもつくって、さあいざ食べようといったときに朝起きてみたら、白菜もない、ブロッコリーも明日とろうと思えばみんなきれいに食べられとるという状況が今までいなかったところへ、そういうシカ、イノシシが今頻繁に出ている状況なんですね。それを地域としてもどうやって食いとめるか。ただただ見ているだけ。ましてや出てくるのは夜しか出てきませんし。夜、その狩猟で鉄砲を撃つというわけにもいきませんし、そこらでどのような対策をしたらいいのか。今のままでは確実に、今おりで困られても、おりの外でどンドンふえる状況があります。おりをした中では確かに出てこないかもしれませんが、おりの外ではシカが随分ふえています。今まで一切見たこともないようなシカ、イノシシがほんとに頻繁に出ているような状況です。これを食いとめるのにどのような対策が考えられるか、市長のお考えをいま一度伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この問題、非常に苦情も多く、問題も生じているようでございます。まずは現行制度の有効活用がございすけど、議員御指摘のように、出てる範囲とかが違ってきておるんで、抜本的に、私は鳥獣が、針葉樹政策によってですね、いわゆる杉、ヒノキを山に植えたために広葉樹の実が、えさがなくなってこっちへ来てるんだと思ってるんですけども、抜本的にはそこまで行かないといけないと思っておりますけど、当面はモデルを指定しまして見通しよくする事業の展開をしていこうと思っております。山の見通しが隠れるところがあるから出てくるんだということなんで、山の草も刈って見通しをよくすればええんじゃないかと、こういうところを試みております。

それから先般議員さんの御指摘がございましたけれども、イノシシが嫌いな作物の作付も今考えております。そればかりはいかないので、出てくるものをどう駆除をするか。いわゆるわなとかそういうものの設置をしやすくするとか、猟期外でもできるようにするとか、こういうような仕組みを幅広く考えて、猟友会とも連携をとりながら今後協議をしていきたいと思っております。今のままではいいとは決して思っていないので、大事な作物が少しでも守れるような対策をこれからも講じていきたいと思っております。

県に聞いても、やっぱり保護法との絡みの中で頭数を制限したり、こういう絡みの中ですが、安芸高田市非常に困ってるんで、それを踏まえてでもしっかり調査をして有効ある施策を見出していききたいとかように

思っておりますので、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で、答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 市長の言われるのはもっともなことだと思いますが、本当に実際被害にあわれた農家の人たちというのは、ほんと口では言い表せないはがゆさというものが随分あると思います。食われるのを待っているような状況ですから。

21年度の防護柵の市の補助金が2,252万8,000円。22年が2,081万4,000円の補助金が出ておりますけれども、この大変な金額をただ単におりで囲うと。人間のおるところを囲っているわけですから、そういう施策もいいとは思いますが、私の考えとすれば、できれば一山囲って一網打尽にするとかという方法もあるんじゃないかなと思います。そこらで市長がそういう考えがあるかないか、どっちにしても今の状況では捕ることしか方法はないと思います。市長の答弁をお願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほど答弁させてもらったのはそういう意味で申し上げたので、囲むばかりじゃなしに、ちょっと出てこないようにするとか、原因をしっかりと追及しながら対策をしていきたいと思っております。

国県にもこういうことを安芸高田市バージョンでもいいですから、成果があるような形で進めていきたい。このイノシシ対策は非常に思っているんで、どの対策が有効かというのが今決め手がないような状況なんで、やっぱりとれる施策はこれからもとっていきたいと思っております。

貴重な御提言ありがとうございます。やっぱり施策をつくってきてもらうんじゃなしに、出なくなるような仕組みも考えていかないけんと思っております。国県とも協議をしながら、いい対策を模索していきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 ありがとうございます。これね、どうしてもでき得るならば、地域と猟友会とも話をしてもらって、一網打尽という考えもぜひともやってほしいと思います。

また次の質問に移りたいと思います。関連はありますけど、農家の自衛対策について。

農家にとって鳥獣による農作物の被害は死活問題であり、地域で話し合って共同の防護柵等の設置と自己防衛に努力しておられますが、こういった自衛対策について、支援することについての考えを伺います。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 有害鳥獣に対する自衛対策でございますが、市の防護柵設置助成事業につきましても、周辺林地の下刈りを行い見通しをよくすることで、イ

ノシシやシカの農地への侵入を防ぐ緩衝帯の設置、いわゆるバッファゾーン整備と防護柵の設置をセットで行うモデル事業を、現在2カ所で実施しておるところであります。この効果を検証いたしまして、有効であれば今後事業範囲の拡大等を図ってまいりたいと考えております。

また、集落等で捕獲おりを購入し、設置する方法につきましても、今後有害鳥獣捕獲班と協議・連携を図りながら検討していきたいと思っております。

なお、捕獲した有害鳥獣の肉の有効活用策として、食肉処理施設の整備をすることとしております。具体的には旧広島ニュージージーランド村内の施設でございますが、保健所との協議がほぼ整い、年内に施設改修に取りかかる予定です。今後は獣肉の搬入体制や処理加工、販売体制についても詰めの協議を行い、ジビエ料理のブランド化を図ることで、新たな産業おこしにつなげてまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 これといった有効な対策が難しい中、さまざまな対策を試みる必要があると思っております。銃器による捕獲が厳しくなる状況で、捕獲おりは今後有効な対策の一つであると思っております。農家の人がみずからわなの免許を取得されることも多くあり、猟期だけでなく年間を通して、捕獲できることや捕獲おりの支援策などについてどう思われてますか。伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 議員御指摘のように、あらゆる対策を講じてまいりたいと思っておりますけど、捕獲おりによる対策は効果的と。市民の方々も免許を取ってということでございますので、それを有効に活用できるようにしていきたいと。そのためには、猟友会等との連携をもっと密にしながらか話をしていかななくちゃいけないと思っております。これまで猟友会に全部お願いするという立場ですけれども、こういうことも理解を賜りながらこういう捕獲おりの有効利用につきましても、これからも検討していきたいと思っております。

現在、安芸高田市内、捕獲おりになってからたくさん捕獲したという報告を得てます。これも鉄砲を持った人の協力がなくともうまくいきませんので、これからも根気よく猟友会と共同しながらこの捕獲おりが活用できるようにしっかり考えていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 猟友会の皆さんや捕獲の皆様にはそれぞれ猟期の駆除期間には有害鳥獣の駆除に努力いただいておりますが、限られた人数、ましてや高齢化による人でなかなか人材がふえないという状況において、その駆除する



頭数に対応できてないのが現状だと思います。

そこで地域ぐるみで取り組む環境を考えるとということで、鳥獣保護法に基づき環境省が決めた新たな基本指針が出ております。一つとして、狩猟免許を持たない農家も有害鳥獣の捕獲の補助者として狩猟に参画できる。またわな捕獲後、大型獣に対して止め刺しで空気銃が使える。三つ目として、鳥獣保護区でも有害鳥獣は捕獲できるなどの柱ができております。これは来年4月から狩猟免許のない農家の狩猟に参画できるようになる取り組みを行うというふうになっております。

そこで安芸高田市として市長がこういう取り組みをすぐさま取り入れてもらえるかどうか、伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私の勉強不足でちょっと情報を今もらったような状況なんですけれども、こういうことがあるんだったら、地域ぐるみでその新たな基本方針、安芸高田市バージョンで合うようなものがあれば積極的に取り入れていきたいと。いずれにいたしましても、今の鳥獣保護とか捕獲とか、ここの連携を考えながらスムーズにやっていきたいと。非常にいい法律であれば積極的に活用していきたいと思っております。しっかり勉強させてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 2009年度の狩猟者数は18万人と、2007年に比べて5万人減っているという状況の中で、シカなどの捕獲数は確かにふえておりますが、農業の被害額は2009年で213億円と2007年より28億円ふえている状況の中です。そこで先ほど申しましたように、農家の人たちに狩猟できるわなの補助制度を、今は鉄砲の補助金だけですよね。ですからわなの資格をとる補助もしていただければ一番いいのではないかと、そこらの考えを伺います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 鳥獣対策は市の大きな課題でございます。先ほどの地域ぐるみの政府の方針、またはこのわなに対する市の補助。平行して一緒に考えていきたいと思っております。ここでやるとかやらんとかいうんじゃないに、検討していきます。ちゃんと制度の活用によって効果が出るのであれば、しっかりまた実施をしていくということで御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 制度が上がるか上がらないかという状況もありますけど、実際に被害をこうむられた方もそういう状況じゃないと思っております。実際にもうどうにかせんと、どうしてもとってもらわんといけんという、それが大多数の声なんです。ですから、できればじゃなしに、そのわなの資格等の補

助を出してもらったり、取りやすく、できればその説明会、わなの説明会なりぐらいでわながかけられるとか、おりを設置するぐらいだったらその説明会でできるのではないかなと思いますけど、そこらは猟友会の方もおられますし、そこと連携を取らなければ当然いけないことだと思います。どうしても市長にそれを前向きに考えていただきたいと思いますので、いま一度お願いします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私の答弁がまずかったのかもわかりません。前向きに考えるということとで答えたつもりですけど。

議員御指摘のように、現在猟友会との調整がうまくいってる地域といてない地域もあって、これ一概にどうこう言う訳にはいかないの、その辺のところを精査しながらいい方向へまとめていきたいと思、どっちにしても安芸高田市から被害がなくなることは大事なことで、前向きに、前向きという言葉がどうかしらんけど、しっかり考えていきたいと思、御理解をしてください。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

大下正幸君。

○大下議員 先ほど市長が申されたように、山にえさがなくなって出てきているのではないかというふうに申されましたけど、シカも一度食べたおいしい味というのは忘れんのだろうと思、幾ら山においしいもの、食べるものがあっても、やはり人間のつくった野菜などを一遍食べてあのおいしい味を覚えたら出てくると思、ましてや嫌いな作物を植えたら被害に遭わないだろうと言、にんにくは食わないよということににんにくを植えてみました。にんにくの若芽を皆食べてます。その対策の仕様が全く見当がつかない状況で、唐がらしがええって言われれば唐がらしも植えてました。それもだめです。小さい芽が出たときに皆シカが食べます。山で食えん、おいしいものがあるから出てくるんだと思、これまでの数々の施策を市長にお願いして、私の質問とさせていただきます。

○藤井議長 以上で、大下正幸君の質問を終わります。

続いて通告がありますので、発言を許します。

7番 先川和幸君。

○先川議員 7番、無所属 先川和幸です。先に提出した通告書のとおり、市長及び教育長にお伺いいたします。

まず、えびす茶の生産拡大について市長にお伺いいたします。昨今の日本の農業は、21世紀は農の時代と言われながらも、それどころかTPP問題等、先行きの全く見えない農家にとっては不安と怒りが入りまじった今日ではなかろうかと思っております。

市長がよくおっしゃる日本が、世の中がどうなろうと、安芸高田市民は命を張っても守らなければならないと、この信念には大いに賛同する

ところでございます。

市においては、これまで水田の減反政策として、また農家の農業所得の向上を目指すえびす茶、白ネギ、アスパラガス、ブロッコリー、そば等々地場産業の奨励品目を掲げ、それに力を入れられていることは承知しているところでございます。この中で消費者に人気が高く、消費量に対し生産量がおぼつかないというえびす茶についてお伺いいたします。

安芸高田市地産地消行動計画によりますと、えびす茶の生産目標値は平成21年度が2.4ヘクタール、22年度が4ヘクタール、今年度の23年度が7ヘクタールとなっておりますが、平成23年度の実績値はいかほどか、お伺いします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の先川議員の御質問にお答えをいたします。

えびす茶の原料である「はぶ草」の生産につきましても、向原町において平成21年度まで約2.4ヘクタール程度の栽培面積でありましたが、平成22年度より市全域に作付を拡大したところであります。面積は平成22年度で3.5ヘクタール、平成23年度は7ヘクタールの計画に対し6.3ヘクタールの実績となっております。

集荷量も平成22年度は5トン、平成23年度は8.5トンと増加しております。また、販売面におきましても、平成22年度からペットボトルでの販売を開始し、平成22年度6万本、平成23年度は12万本の生産を見込んでおるところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 本年度の目標値7ヘクタールに対して実績6.3ヘクタールと。予定より0.7ヘクタール少なかったということですが、この数値をわずかと見るか、それとももっと深刻なものか、その原因はどこにあるとお考えなのか、再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 このえびす茶についてはまだまだ生産量が少ないと認識をしております。それはそれぞれの今の、現在のハブ草の生産システムについてでございますけど、非常に人力をかかっているけんということを手間がかかるということなんで、これをもっともって手間がかからんようなシステムにしていけばちゃんともっともって生産量がふえるんじゃないかと。私個人的にはやっぱりえびす茶は今TPP対策、日本のTPP対策は減反で有効農地を半分使って、アメリカとけんかするんじゃないし、有効農地を全部使って戦っていきたいと思います。そのためには減反地へ全部ハブ草を植えるような気持ちでこの生産拡大を図っていきたいと思っております。そのための条件としましては、やっぱり動力がかからんように。オール機械化で生産できる体制をとっていかないと。

それと合わせて今までの生産体制、手づくりの味も生かしながらそういうことが考えられたら立派だと思っております。現在、今のうちの担当部とか農協のほうへ人力のかからない自動化についての機械化については、一応提案をしているところであります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 もうすべてこたえていただいたんで次は出ないんですけど、次に移ります。

今後の生産拡大についてお伺いするところですが、先の安芸高田市地産地消行動計画によりますと、来年度平成24年度は9ヘクタール、25年度が12ヘクタール、26年が15ヘクタール、4年後の平成27年度が20ヘクタールと設定をされております。私の調べによりますと、本年の生産農家は約200戸でその半数は向原町でございます。また耕作面積が1畝、1アール程度の耕作者が約50戸で全体の4分の1を占めております。耕作者年齢も高齢化しており、生産工程も、先ほど市長の御指摘があったように手作業の部分も多く皆さん難儀をされておるところでございます。

こういう状況下で、4年後の今の約3倍の耕作面積20ヘクタールとするその戦略はどうお考えなのか、お尋ねします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 回答が前後しましてすみません。4年後20ヘクタールと言いましても、今の生産体制、機械化ができれば決して大きな数字じゃないと思っております。我々の仕事はこれをいかに今度は全国的に販売していくかというためには、人に売ってもらうことを考えないけん。その辺の立証を踏まえれば、かなりのお話になってくると思います。

まずは、今までの本来手づくりのえびす茶とペットボトル化による、機械化によるえびす茶と、機械化によるものはあるメーカーに売ってもらうということでございますので、いかに生産コストを抑えて、相手が販売することによってくれるかどうかだと思っております。大きく言えば、私は伊藤園あたりとの競合になると思いますね、もしうまくいけば。ただ私もここまではっきり言うと、ほらになっちゃうもんで、きょうは言いませんけど、単価がわかればこういうことに挑戦できると思います。試作的にメーカーの方々にもお茶を飲んでもらってますけど、非常に品質的には評価を得てるので、決して無理な計画じゃないと思っておりますので、しっかりこれからのTPP対策の柱として、しっかり位置づけていきたいと思っております。方向性が見えたら、20ヘクタール間わずもっともっと生産をしていきたいと思っております。そこらがちょっとどの程度売れて、市場でどの程度の評価ということをもう少し勉強していきたいと思っております。

えびす茶というのは、広島県のみならず東京のほうでも非常に評価を得ていますので、努力してみる価値はあるんじゃないかと思っております。

夢は安芸高田市の減反地域全部に植えてみたいですね、これを。そうすると何ヘクタールですか。そういうようなことを夢見ているところがございます。そのためにはいかに生産コストを下げていかに作りやすい製品にするかということがございます。我々はしっかりこれを全国の方に買ってもらうことを考えていかなければいけないと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 非常に大きな夢を語っていただいたわけですが、夢に至るまでの間、当分の間というのはやはり今を持続しないといけないわけがございます。それで今後の支援施策についてお尋ねしますが、次の3点についてお伺いします。

まず1つは、今後、耕作面積が年々増大していくと。いきなり機械をふやすとといったって無理だから、臨時的に現在使用している揉捻機とか乾燥機、そういうものについてさらに計画的な支援があるのかどうか、1点。

もう1つ、本年度より防草対策の一環として苗のポットチェーン化が試みられてきたところがございます。これも非常に好評だと聞いておりますが、来年度も引き続き、こういう制度があるのかどうかをお尋ねしたいと思います。

最後に省力対策として、市長は機械化をして大量生産という、それが耕作放棄地にもつながるしというお考えのようでございますが、その機械化、機械化っていても先進県もありますし、その辺の調査がどの辺までやられているのか、やろうとされているのか。一足飛びにはいかないと思えます。その辺のお考え、3点をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

産業振興部長 清水勝君。

○清水産業振興部長 生産拡大の支援の対策ということで、3点ほど質問をいただきました。

まず1点目が現在ある機械、揉捻機であったり乾燥機がございますが、現状での生産の面積には十分対応しているというふうに考えておりますし、向原町に集中していたものを現在では美土里町の鳥信にもその機械の設置をして対応いたしておるのが現状でございます。向原に運ぶのが、遠方で非常に大変だという声に応えての対策でございます。今後生産拡大をしていきますと、どうしても現状の機械装備だけでは足りなくなるというのが想定されますので、その辺の年次的な生産拡大に対応するべく現状ある機械装備については将来的にもそういった支援策については当然考えていく必要があるというふうに考えております。

また、本年度入れましたチェーンポットでの定植の関係でございますが、非常にチェーンポットでの定植については除草の手間が省けるといったような生産者からの好評な意見もお聞きいたしております。引き続き、この取り組みを行っていきながら、農家の皆さんの除草対策にも対応していきたいと思っております。

それから最後の機械化。大量生産に機械化が非常に有効な対策であるということでJ A広島北部さんとも連携をしながら、近隣のそういったシソの収穫機等については研修も行かせていただいておりますし、静岡県あたりの問題も茶葉の収穫機というのはもうかなり昔から収穫機械については対応化されておるようでございます。それを機械がすぐハブ草茶の収穫に対応できるかと言え、なかなか研究を深めていけばいくほど、なかなかそのところは難しいと。その原因というのは大きな茎と葉っぱを同時に収穫をして乾燥揉捻をするときには葉っぱを痛めたり、あるいは葉っぱと茎の太い部分が水分量が違うのでなかなか乾燥にうまくいかないというふうな事例も伺っております。そこらの課題を一つずつ検証しながら、市長が言っております、将来20ヘクタールに対応するべく機械化の研究については今度ともJ A広島北部さんとも連携をしながら検証してまいりたいと考えております。以上でございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 ありがとうございます。市長の例え話でもありますように、行政には向かい水が必要とよく言われております。この向かい水が不足しないように、ポンプの水が上がるように、この施策が今後TPPがどうなろうと、農家所得の向上の一助になることを切に念願しまして、次の質問に移ります。

次の学校内での暴力行為等による不測事態について、教育長にお伺いいたします。

全国的にも子どもの数が減少しつつあるにもかかわらず、不登校の子どもがふえているということはまことに残念なところであります。その原因は複雑多岐にわたっておりますが、本年6月、本市の中学3年生が学校内で逮捕されたということが新聞記事に掲載されました。

この学校では以前、荒れていないと聞いておりましたので、その報道を見た時は大変ショックでした。事の概要は朝の1時限目に教師に名札をつけてないことを注意され教師に暴力をふるい、教育委員会より警察に連絡され逮捕連行されたということであり、生徒は翌日釈放されたものの、その精神的ショックから7カ月たった今でも不登校となっております。今後のことを考えますと、保護者の方の御心中ははかり知れないところであります。

ここでお伺いいたします。合併以来、警察に逮捕された事例があったかどうか。また、このたびの一連の件でマニュアルがあるのかどうか、教育長にお尋ねします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の先川議員の御質問にお答えをいたします。学校内での暴力行為等が起きた時の対応について、内規あるいは規則等があるのかという質問でございますが、結論から申し上げますと、安芸高田市内の小・中学

校に共通して、こういう問題行動が起きた時には、どのような指導や対応を行うかという、内規等の規則がございます。

例えば、マナー違反などすぐに直せる事柄については注意を行うという段階から、暴力行為など法規法令に違反し犯罪ではないかという問題行動などの事柄については、保護者に来校を要請し、警察と連携した指導を行う段階まで、対象となる事柄に応じて指導段階を定めております。特に危険物所持、あるいは対教師への暴力行為といった緊急対応を必要とする場合は、警察への通報を行うこととしております。このことは、年度初めに、生徒にはもちろん保護者にも御理解をいただくように、通知をするとともに、保護者総会等で説明もさせていただいております。

近年、全国的に児童・生徒の規範意識の低下が社会問題となっておりますが、「社会で許されないことは学校でも許されない」ということを、保護者や地域の皆様に御理解と御協力をいただきながら、生徒たちを指導し、規範意識を育てていきたいと考えております。

次に、教育委員会から警察に要請をしたということでございますが、これは誤解でございます。学校から警察のほうへ要請をして、その後に教育委員会のほうへこのような措置をとっておるということの報告がありました。先に申し上げましたとおり、社会でも許されないことは学校でも許されないというように、私自身も思っておりますし、そのような暴力行為があった時には警察の力もお願いせなければならないことがあると思っております。

合併以来、対教師暴力で逮捕されたという事案はこれまでに1件もございません。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 だれしもいきなり大人になったわけではなく、中学生の過程を経て、ここまで来とるわけですが、現在1学年1クラス30名程度の中でこういうことが起きるとするのはまことに悲しいことでもあります。そして、社会の規範に反すれば警察のほうに連絡するというマニュアルと申しますか、そういうところはちゃんと説明されていると言われますけど、このマニュアルはだれがつくったのか。大人がつくった社会でございます。ちょうどこの中学生の時期は学力と体力との非常に著しいところがあって、だれしも記憶があろうかと思いますが、こういう時期は非常にはしかみたいところがあるところでございます。ただ、警察に逮捕されたということは、非常にゆゆしきことであると思えます。義務教育であり、また保護者というものがあるという中で、何故、保護者が行った時には既に警察が出てどうにもなってなかったというお話も聞いておりますが、ほんとにこれからの日本を、安芸高田市を背負う子どもたちですから、マニュアルはあるものの、この後その執行に当たっては慎重に行っていたいただきたいと思えますが、教育長の御所見を再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の質問にお答えをいたします。1学年1クラスで30人以内の学級でこのようなことが起きた、問題が起きたということについては教育長としても、まことに残念であります。しかしながら、この状況につきましても、詳しくは申し上げませんが、当初は名札はつけていないので職員室へ行ったら、この学校では名札を先生が書いてくれて、そしてそれをつけて授業を受けるというようにルール化してあるわけですので、名札がつけてないから立ってなさいとか、授業を受けなさんとかいうようなことではありません。しかしこの子どもはつけてきなさいと言っても一向に聞こうともしませんでした。

もう1つ、それからまた授業中にアンケート調査のプリントを配っておりますけれども、なかなかそれも本気でやるような状況じゃなしに、うざいんじゃないかというような言葉を言いながら、聞くような状況ではなかったということでもあります。ちょうどそこへ担任の先生が入ってきて、結果的にはそのような状況になって、担任の先生の首をつかんで全治5日間のけがをさせたり、あるいは教科担任の先生のネクタイをつかんでけがをさせたり、あるいはもう1人の先生を蹴ってあざができるほどの状況になっておるといようなことで、すぐ職員室へ生徒が行きまして、4人の先生が駆けつけて取り押さえて、ようやく相談室まで連れて行ったということで、これまでにこの学校でこんなことがあったことはないんです。実際、今も落ちついて授業を受けておりますので、そういう点では一つの大きな課題があったんだなということで、個人指導についても今後とも一層学校の中で生徒指導体制を整えていくように指導はしておるところでございます。保護者のおられる中でありましたので、保護者にもこういう事態が起きたと。早急に学校のほうへ来てくださいというお願いもしておるところでございます。その中で校長が判断をいたしまして、これはこれまでのこともあるので、そのままに放置するわけにはいかないし、先生方にそういうふうな状況をするということについては放置ができないと。この校長も過去に荒れた中学校の様子を見ておって、その中で我々も県の教育委員会のほうからこういうふうなことがあった時には、生徒指導の規定をつくっておきなさいという指導がある中でそれをやっておるわけでございますし、4月16日には保護者全員の方へ向けてこういうふうな生徒指導上の対応策についてもプリントを配ると同時に説明もしておると、このように私は聞いておるところであります。

逮捕されたということについては、まことに残念であります。以後、こういうことがないように、教育長としても日ごろの生徒指導、あるいは学級指導、日ごろの学力の指導だけではなしに心の教育についても一層努力してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。以上です。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。



先川和幸君。

○先川議員 この件に関してはもうこれ以上追及しません。ちょっと見解が違うところもございます。

今後その執行に当たってはやはり慎重に行っていただきたいと。ものの尺度はやはりいい子ばかりではない。教育という面から見た時は、先ほど言いましたように、ちょうどその時期は思春期で非常に情緒不安定なところもあります。そこのところを教育という高い見地から、やはり警察にということは、ぜひとも今後慎重に取り扱っていただきたいと思います。

次に、こういう事態が起きた事後処理の基本的な考えをお伺いいたします。不登校の原因は本人、家庭、学校のいずれかに、また複合してあることと思います。何事も事が起きてから対応するのでは遅いんであって、事前に予防することが必要であります。教育委員会としてはこのたびの案件に対し、今後どのように考え、学校を指導していかれるのか、再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 ただ今の議員の御質問にお答えをいたします。

事後処理の基本的な考え方でございますが、問題行動を起こした児童生徒に対しましては、家庭や専門機関等と積極的な連携を図りながら、児童生徒がみずから起こした問題行動を振り返り、自身がかかわったことについて他人の責任にすることなく、今後よりよく生きるためにどう行動をしていけばよいか、みずから考え、実践できるよう粘り強く指導することとしております。

なおこの事案にかかわりまして、該当の中学校、あるいはその他の安芸高田市内の関係者の動きについて説明いたしますが、学校としては家庭訪問や電話とか、あるいは保護者に来校を求めて指導を行った回数が53回。そして家庭教育支援員というのを安芸高田市では配置してもらっておりますが、電話あるいは相談員の家に来てもらったというのを含めますと10回。その他にも子供家庭支援センターへも相談に行っておりますし、家庭裁判所等へも同行いたしまして、学校だけでなしに周囲の力も借りながら第三者の声も聴きながら、この子どもが本当の意味で学校へ来れるように、そして元気が出るように少しでも努力をしまいたいと思っております。至らんとところはこれを1つの例にいたしまして、一層努力をさせてもらいますので、御理解をいただきたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

先川和幸君。

○先川議員 最後にもう一度お伺いします。この子は3月まででございますあと。その間、学校に、先ほど53回ですか、そういうところの指導をしておるというお答えになりましたが、出てくるような自信があるかどうか、お尋ねします。

○藤井議長 答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 この子どもが3年生でございますので、3月の卒業式には堂々と胸を張って、同じクラスの仲間と一緒に卒業ができるということが学校としての本来の願いであります。それは言語に尽くしがたい、私は努力もしておると思っておりますけれども、その取り組みそのものがなかなか公にできないところもございますが、先週そして今週にかけてのまた別な動きもしてもらっておると私は伺っております。

自信は持てるのかということでございますが、相手があることでございますので、自信が持てるように努力はいたしますが、そのことの結果について努力はいたしますけれども、その子どもについて100%できるということはなかなか申し上げにくい。しかし、最大限の努力は学校とともに教育委員会もさせていただきます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。  
先川和幸君。

○先川議員 そのようになることを一つよろしく願います。そして、二度とこういうことが起こらないことを切に願ひまして、私の質問を終わります。

○藤井議長 以上で、先川和幸君の質問を終わります。  
この際、14時10分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午後 1時55分 休憩

午後 2時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長 休憩を閉じて会議を再開いたします。  
続いて通告がありますので発言を許します。  
12番 秋田雅朝君。

○秋田議員 12番、政友会の秋田雅朝でございます。通告書に基づき、大枠2点について伺います。

まず、人口減少に歯どめをかける対策についてであります。広島県の人口は5年ごとに行われる国勢調査によると、昭和50年より減少を続けており、平成22年においては対平成17年で広島市、東広島市、福山市、坂町を除いてはすべての市町で減少しており、減少率は0.6%となっております。本市では減少率は4.8%となっており、県平均よりはるかに高く、14市のうちで減少率の高いほうから5番目となっており、人口減対策は喫緊の課題となっていることは周知のことと認識いたしております。

このことについて、浜田市長さんも広報あきたかた12月号の市長コラムの中で、超少子高齢化社会の課題として、本市の2035年の驚異的な減少推計、人口減少の進行による諸施策の検討、見直しの必要についての見解と本市の将来性、市民生活の維持において、少子高齢化を最重点課題と位置づけ、国、県との連携を密にした人口の減少に歯どめをかける

諸施策の展開を図ることについて述べられておられます。

私は本年3月定例会において、市税増収対策として人口増加対策に数値目標を掲げては等の一般質問を行わせていただきました。答弁といたしまして、定住環境整備、外国人の雇用確保、生産年齢人口増における女性の社会進出対策、数値目標については検討課題ということをしていただき、行政としてもいろいろと諸施策に御尽力されていると思っておりますのでございます。

しかしながら、先ほど来お話をさせている点。特に国勢調査の結果等を考慮しながら本市の今後を考えると、人口の増加を図ることは大変難しいのではという認識に立っております。結果として市長さんが広報のコラムで述べられておられるように、今後は人口減少に歯どめをかける対策の重要性を強く感じているところでございます。

そうした観点から、まず少子高齢化対策による取り組みについて現在執行部のほうで進められている来年度予算編成も含めて、来年度重点施策はどのように考えておられ、またその施策について目標設定等を図りながら取り組まれてはと思うのですが、見解についてお伺いいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の秋田議員の御質問にお答えをいたします。少子高齢化対策による取り組みについて、来年度重点施策と目標設定についての見解のこととでございます。

日本の出生率は上昇の傾向が見られず、深刻な状況が続いております。高齢化の進行が少子化へますます拍車をかけております。本市では、これに対処するため、子育て環境を整備し、子育て世帯の獲得策を講じる必要がございます。

この取り組みの一つとして1点目に、今年度は、子育て支援事業である「病後児・一時預かり事業」をスタートさせました。

2点目は、社会資本の整備であります。その主なるものは、現在進めている「東広島高田道路」の整備促進であり、また今年度、着手いたしました「光ファイバー整備事業」であります。この事業は、市民の利便性の向上、若者定住の促進のみならず、企業誘致推進の上からも実効的な施策と認識しているところであります。

3点目は、企業誘致の推進であります。企業誘致も雇用確保の観点から非常に重要な要件であります。本年度スタートさせた立地奨励事業により、優良企業の本市進出が具体化しつつあり、雇用の拡大を期待しているところであります。

来年度は、以上の事業をさらに展開してまいりますとともに、新規事業として、子育て世帯や婚活世帯の方に対する「住宅新築や購入」、「定住促進団地の購入」の助成制度を創設していきたいと考えております。なお、高齢化への取り組みについては、私が市長に就任して以来始めてまいりました、「市民総ヘルパー事業」を具体化することにより、

高齢者の介護支援も継続してまいりたいと思っております。

また一方においては、「神楽と毛利元就の歴史」に特化した観光振興施策である「未来創造事業」を展開することにより、交流人口や観光消費額の増加をねらうと同時に、特産品の開発や販路の拡大、新たな雇用の創出、最終的には、人口の流出に歯どめをかけ定住人口の増加につなげていければと、さまざまな取り組みを展開しようとしておるところであります。

いずれにしましても、少子高齢化対策については、即効性がある施策は存在せず、他の市町も同様の悩みを抱えているところでもあります。これらの事業を重点的に展開し、取り組みを地道に継続することが必要であると考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 答弁をいただいたのでございますが、子育て支援であったり、社会資本の整備であったり、光ファイバー、このことにつきましては若者定住対策一環という答弁だったかと思えます。また企業誘致と来年度の重点施策ということで御理解をさせていただきましたが、私が考える人口減少に歯どめをかける少子高齢化対策については先ほど市長さんのほうもおっしゃいました子育て世代の助成制度ということで、今年度23年度の新規事業で子育て・婚活支援住宅整備事業と、やはり高齢化施策としては市民総ヘルパー構想の充実が必要だというふうに私も思います。ヘルパー構想については先ほど今村委員さんのほうで質問されましたし、来年度県立大学との計画書をつくって取り組みに活用していくということだったので控えさせていただきますが、この住宅整備事業のほうで話をさせていただきますと、本定例会には条例提案されました向ヶ丘団地の10区画の早期分譲完了を目指され、今後は、後ほど質問させていただきます、空き家バンク制度の充実と合わせ、年次計画による定住対策の促進を図られることが必要ではないかというふうに私は考えます。

また本年10月に作成されました平成23年度から27年度の総合計画、実施計画の中で市営住宅建設事業の中で老朽化した市営住宅の解体として左円住宅があげられておりました。現在あそこを通らせてもらいますが、全部取り壊しがなされて、いわゆる更地ですか、今はそういう状態になっておりますけれども、この部分について定住するところが住宅建設事業ということなんで若者定住かどうかわかりませんが、その活用方法についてはどのように考えておられるかということ再度お伺いすると、もう1点、高齢化対策ということで、就労促進と社会参加の重要性という観点から、シルバー人材センターの支援も私は大変重要ではないかと思えます。平成21年11月の補助金整理合理化プランの見直しでは、シルバー人材センター補助金のコメントの中で、単なる給付的な補助制度とは異なり有効な制度と認められるが、市全体の予算を抑制せざるを得ない中では一定の縮小は避けられず、運営の工夫が求められると、そう

いうふうになっております。高齢化に伴うこの支援というのは私は大変重要な施策と認識する中で、方向性としては縮小ではなく継続等を望むものですが、この住宅整備事業の年次計画と左円住宅跡地利用の今度とシルバー人材センターの支援について、再度お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の秋田議員の質問にお答えをいたします。

左円住宅の活用ということでございますけど、現在は今の安芸高田市の住宅政策と言いますのは、安芸高田市に定住を前提とした住宅の推進を行おうということで条件的には安芸高田市内で、例えば、義務教育まで住んでいただくかという条件がつくと思います。それと引きかえに、少しは市場価格よりか低位なものを供給するということでございますけど、今現在考えておりますのは向原とか甲田のこのたびの補助整備で建てられた事業とか、今の左円住宅とかありますけど、市内どこでも適地があれば考えていきたいと思っております。それから安芸高田市の土地があるからやるっていうんじゃなくて、民間の土地も活用したのも考えていきたいと思っております。例えば、八千代町あたりのこのたびの54号線の開通によって需要が増せば、そういうところにも、例えば、水道事業とか下水道事業の先行投資をすとか、こういう支援の中でこっちへ住んでもらうと。住んでもらった人は定住に向けての施策を展開するというようなことを市全体としては考えておりますので、この一環として左円住宅も考えていきたいとかように思っております。

当面は、現在市が抱えている土地の有効活用ということですが、これにともなって議員御指摘のように、空き家の対策とか、空き家住宅があっても結構でございます。住宅は若者定住に強く影響がございますので、こういう施策の展開をこれからも行っていきたいと思っております。

それからシルバー人材センターでございますけど、この制度、厚生労働省時代にできた施策なんですけど、現在のところ非常に国からの補助金がようけあったんですけど、ほとんどなくなる状況です。そうすると非常にコスト高、人件費を行政が負担してやらんと、事務費を、非常にコスト高の問題にもつながってくると思います。その辺を踏まえながら、労働者の活性化対策等も踏まえながら、これからも仕組みを検討しなくちゃいけないかと思っております。高齢者の方々にシルバーセンターを生きがいにしておられる方もおられます。総合的に考えて、その辺の検討をこれからもしていきたいとかように思っておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 特にシルバー人材センターについては御検討のほうをよろしくお願ひしたいと思っております。

それと先般、高宮町において小学校規模適正化計画の地域説明会が行

われました。そこで小学校の配置計画の平成28年4月の状況説明で複式の学校となる説明がございまして、保護者の方より意見として、人が減る方向での考え方ではなく、ふやす方向、あるいは現状維持の方向の施策が必要であるというような意見がございました。私もそれは一理あると思った次第でございます。

それとこうした状況の中で市長さんのホームページの浜田一義の政治目標の少子高齢化対策を拝見させていただきますと、「少子化の問題の特徴として必要だと思った時に子どもは急にふえず、この問題を全力を挙げて取り組む時期は将来ではなく今なのです。全国的に人口が減る中で減らさないようにするためには、他市町から人を流入させなければならず、そのためには他市町より子育てがしやすい。それから介護体制がしっかりしているなどの魅力を出していくことが必要で、ふつうにやっていたら人口は減っていくのです」とございました。私も全くそのとおりだと思います。そうした中で、来年度の施策展開等も今回図られているんだと思いますが、再度、市長さんのこのコメントの部分について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 私は若者が住む条件として、働く場の確保とかいろいろございますけど、他市と比較されちゃうんですね。例えば、三次市より医療費が高いとか安いとか。産後の費用が高いとか安いとか。学校の学力がどうかとか。こういう議論を第三者から見たときに、安芸高田市なら住んでみるというような条件整備をしていけないけんと思っております。学校統合もいま、いろいろ議論をされた結果、統合ということが学力向上にもつながるとい見地からの教育長の説明だと思っておりますけど、そういう観点からなので、現在がどうこうじゃなしに、やっぱり実際的な安芸高田市の子どもの学力は大丈夫だとか、医療費も生活しやすいよとか、こういう環境づくりにこれから努めていきたいと思っております。非常に比較論も嫌なんですけど、近隣市町の、例えば、御父兄の方々の子どもに対する医療費とかが非常に気になりまして、比較論にされちゃうんで、そういうことを負けんようにしっかり頑張っていきたいと今思っているところでございます。

どっちにしても、我々が安芸高田市を選択するんだったら、安芸高田市いいところだと思うんだけど、よそから来た時に安芸高田市がいいと言われるための条件整備というのは大事だと思っております。この底辺の非常に見やすいようで難しいんですけども、ここをしっかりと我々が認識して、そのことを訴えていきたいと思っております。もちろん大きな社会資本の整備もそういうことでございますので、そういう意味でしっかり、安芸高田市に住んだら広島とか東京首都圏に来るのに時間がかかるじゃ困るんで、できるだけ短くしないけん。光ファイバーもそうですね。こういうような若者として常識な線の道具につきましては、しっか

りとした整備が必要じゃないかとかように思っておるところでございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 次の質問に入らせていただきます。人口減少に歯どめをかける対策の未来創造計画による取り組みについて、お伺いいたします。

まず、昨日開催されました平成23年度安芸高田市テーマ別懇談会において、テーマとして安芸高田市未来創造計画について、事業の趣旨、将来ビジョン、事業展開について説明をなされ、市民の方からも公用車に神楽のペイントを行い、PRをとというような御提案もございましたし、私は大変有意義な懇談会であったように思っておるところでございます。この計画について私の見解といたしましては、地域の宝、毛利元就と地域の活力、神楽を中心に若年人口の減少に歯どめをかけるために地域の魅力を生かし、地域を担う人材の流出を防ぎ、この地域の魅力や取り組みに共感する人材を他の地域から獲得し、計画の目標値を観光客数の増加と定住人口増加を目標値とし、この計画の取り組みにより定住人口の増加を図り地域の活性化、最終的には人口減少の歯どめとなる事業だというふうに認識いたしております。

今回質問させていただくのは、この計画の中で先ほど述べさせていただいた目標達成のシナリオとして、具体的施策の担い手の育成として神楽衣装工房の設置により、雇用の場の獲得という見解を示されていることを受けまして、設置予定と雇用目標数値、また定住人口増に向けた取り組みの中で、特に地域に対する誇りの醸成という、市民が地域に対する誇りが持てるように、学術機関等による研究を行い、地域に対する再評価を行うとあることについて、具体的にはどのようなことを考えておられるのか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の質問にお答えいたします。

先ほども答弁いたしました。未来創造事業では、「神楽と毛利元就の歴史」に特化した観光振興、地域振興施策により、交流人口や観光消費額の増加をねらうと同時に、特産品の開発や販路の拡大、そしてそれに伴う新たな雇用の創出等々により、最終的には、人口の流出に歯どめをかけ定住人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

その中で、新たな産業、雇用の場として、神楽の衣装工房を検討しているところであります。しかしながら、採算性、運営形態など検討すべき課題が多々ございます。まずは、安芸高田市内及び近隣市町でのニーズの把握とともに、島根県をはじめ衣装工房を運営されている地域の実態を調査検討してまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 神楽工房については設置予定あるいは目標数値等は調査検討ということでございます。それでまことに恐縮でございますが、この未来創造計画の中で、こうしたことを、要するに神楽工房による雇用目標を高めるというような予定の中で、計画書の中に定住人口を将来目標として平成27年の対平成22年の減少率を5.5%から8割程度、約4.4%にとどめるというような目標を立てられております。平成22年度の国勢調査結果での本市は、先ほど冒頭に申させてもらっているように、減少率4.8%でございますから、今後5年間で1年ずつ約0.1%ずつ人口を増加させる計画となっているように思われます。この増加というのは先ほども話をさせていただきましたように、大変厳しい状況にある中で、でも取り組まなきゃいけないと、この計画目標を達成するためには。ということにかんがみますと、0.1%でございますが、この神楽衣装工房も含めて、いろんなまだほかの取り組みも当然入って来なきゃいけないと思うんですが、そこらあたり市長さんはどのようにお考えか、お伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 この未来創造計画につきましては、非常に取り扱う範囲が広範囲だと私は思っております。神楽の衣装もございますけど、地産地消、安芸高田市の宝を県外、東京都のほうに発信していくという大きな目的もございます。大きな事業の活性化につなげていきたいと思っております。幸い、そういうことがうまくいく前段として、皆さんの協力によってふるさと応援の会というのがございますけど、この会にも協力していただきたいと思っております。今回の東京公演を励みにして、ああいう出会いの場をつくって、安芸高田市の米を1年間食ってもらうとか、安芸高田市の野菜を食ってもらうとか、そういう取り組みを行っていききたい。このことが一応雇用の創出に、また農業振興にもつながると思っております。

神楽も現在、神楽団においても神楽の魅力によって非常に市外からたくさんの方が、私が聞いているだけでも多くの方がこの安芸高田市に神楽に来ておられます。神楽の団員になったり、市からこっちに通うてきたり、これ事実ある。それから場合によってはこっちに住んでからそういう活動をしていきたい。場合によっては地域の方と結婚をされてる方もおられます。そういう意味では、定住政策の中の一つの安芸高田市の魅力じゃないかと思っております。こういうことを大切にしていきたい。

今回、安芸高田市がついてるかもわかりませんが、神楽甲子園とか、鶴瓶さんのふるさとのテレビ放映とかありましたけど、非常にいい方向で地域の方がこちらを見ておられると。この場を活用せん手はないんじゃないかと思っております。

知事、県のほうには最初この神楽とか安芸高田市特化のまちづくりに



ついて非常に消極的だったんですけれども、今回の大河ドラマの平清盛がございませぬ。それにも全国的な大河ドラマがございませぬので、この宮島と空港と安芸高田市を結びつけるようなルートの開発とか、こういうことの地道な活用を通じて、これまで以上に安定的な人の流入に努めていきたい。このことが結果的に人口減に歯どめをかけるのではないかと考えておるところでございませぬ。何せ決め手はないわけでもございませぬして、今手探りで思い当たったところが一つは神楽というのが全国的にちょっと手ごたえがあるんじゃないかということでもございませぬ。

先ほど神楽と毛利元就といったんですけれども、今後甲立古墳がその役割をするかもわからないし、向原町のかたくりの里がするかもわからん、土師ダムがするかもわからん。こういうようなことを踏まえながらしっかりとこれからも人口増の対策は練っていききたいと思っております。

先般、広島市長と会って、市としての交流施設として、安芸高田市を意識してくれということをお願いしました。何か、市の区長会議で安芸高田市長からこんな申し出があったということも認識してもらっておりますので、土師ダムとか湯の森とか湯治村とかいろんな施設を市の方に活用してもらうことによって、またこの定住につながってくるんだと解釈しております。こういうことによって来てもらった人が安芸高田市はいいところじゃないか、住もうかというようにつながっていけばと思っております。BMXもそうです。ここの西日本の施設はあそこしかないの、私は現場におりましたら父兄が来られて、子どもが、息子がこのBMXするために私はこの安芸高田市に住むとおっしゃいました。こういう細かい話もございませぬけど、こういうことを一つ一つ大切にしながら、人口増に結びつけていきたいと思っております。これは広島県の課題であり、日本の課題でもございませぬので、非常に難しいですけど頑張っていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 まず平成27年度に、将来目標人口達成のためにいろいろと今お話をいただきましたけれども、諸政策も含め、安芸高田市未来創造計画が中心的な役割を果たすことを強く望みまして、そのために年次ごとの計画的な取り組みの推進を図られることを切望いたしまして、次の質問に移らせていただきます。

人口減少に歯どめをかける対策の空き家バンク制度の充実を図る必要はないかについて、お伺いいたします。通告書におきましては、安芸高田市未来創造計画の中に定住人口増加に向けた対応として農業体験を通して空き家バンクを活用した住居の確保により地域の担い手増加を図ることが示されておりましたので、この項目で提出させていただきましたけれども、空き家対策も含めて質問させていただきます。

この計画の中では設定として、新規定住者の獲得により定住人口の増加を図り、地域活性化を図ることを目標とするとき、空き家バンクの位

置づけは重要な部分と私は認識いたしております。

現在、本市においては空き家バンクについては平成23年度より商工観光課から政策企画課へ事務事業が移され対応されています。平成22年度安芸高田市施策評価シートを見ますと、空き家バンク登録件数は目標件数いずれも10件に対し、平成21年度の実績は5軒の50%。それから平成22年は3件の30%となっており、空き家バンク成立件数は実績で平成21年は2件、平成22年は1件となっており、このことを受けまして私の見解といたしましては、充実しているとは思われませんが、こういったことについて市長さんの御見解をお伺いいたし、さらに充実させるためには専用窓口を設置して取り組みをなされてはと思うのですが、重ねて見解をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 空き家バンクの制度の充実を図る必要はないかという御質問でございます。

安芸高田市では、定住対策の一環として、田舎暮らしを希望される方からの問い合わせが多い「空き家」に関する情報を提供するため、平成17年に「空き家情報バンク」を開設しております。これまで、空き家情報バンクの窓口を商工観光課、定住全般の窓口を政策企画課としておりましたが、平成23年度から空き家バンクの窓口も政策企画課とし、窓口の一本化を図ったところであります。現在、空き家バンク及び定住の相談は政策企画課で、さらに個別の定住関連事業に関する問い合わせについては、関係課との連携しながら対応しているところであります。

空き家バンクの充実を図る必要はないかとの御提案でございます。空き家バンクを充実させるためには、地域の皆様の御理解と御協力が必要であります。空き家を利用して定住される方は、単に空き家に住むということではなく、その地域で、そしてそこに暮らす皆さんと共に地域づくりを行っていただくこととなります。そのためには、移住者の方が積極的に地域に溶け込んでいただくことはもちろんのこと、地域の皆さんにも受け入れ態勢を整えていただくことが必要であります。

定住対策を行政課題のみならず、地域の課題としてもとらえていただき、地域の皆様と行政が連携を密にいたし、定住対策に取り組むことが、何より肝要であり、このことが空き家バンクの充実につながるものと考えておりますので、御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 専用窓口の設置という答弁のほうが、具体的な答弁がいただけるとは私も思いませんでしたけれども、ちょっと今定かでなかったかなと思います。

今回提案させていただきましたこの窓口設置というのは、私が認識している本市の空き家バンクの取り組みはホームページか、先ほどお話し

やいました政策企画課で対応されて、田舎暮らしの希望者の問い合わせの提供を受けたり、空き家の持ち主が空き家情報バンクに登録しているのみの取り組みだというふうに認識いたしておるところです。本市においては吉田町を除くかもしれませんが、お伺いしたところによると、空き家の件数は全世帯数の約1割程度と伺っております。そして空き家バンクの恐らく平成17年の立ち上げから現在までは28件の登録だと認識いたしております。思っているよりは私は少ないです。

そうした中で先日ある市民の方が、家の裏に空き家があったんですが、周辺の草もたったり、その家の状況もかなり傷んできたか何かで空き家があるのはというふうに嘆いておられたのを私がお伺いしたんですね。そうした中で、京都府綾部市の綾部定住サポート総合窓口を開設中ですよというホームページがございました。綾部市も人口減少が進行して、集落の再生を目指す取り組みをしておられ、綾部市水源の里条例を制定して、目的を定住促進とあるいは農村と都市の交流などとされており、定住サポート事業として、その綾部定住サポート総合窓口を設置された経緯がございます。その業務内容としては、空き家情報であったり、就農支援など、先ほどお話もございました田舎暮らしに関する総合相談などをその窓口で行って、目標として年間交流人口を5,000人。それから定住希望者リスト登載者を1,000人の目標とし、定住実現を20世帯と目標に掲げて、その総合窓口が空き家の見学会であったり、古民家を借り受けて田舎暮らし疑似体験等の実施などをされており、その定住誘導施策を推進されておられました。その成果として、平成20年の1年間で16世帯49人の都市住民を農村へ誘導したという記述もございました。この数字は過去10年間でこの綾部市で、28世帯を誘導されたことを比較すると、飛躍的な大きな成果だったというふうに書いてございます。

これを受けて私は今回本市と綾部市のいろんな諸条件は違うにしても、未来創造計画の目標達成であったり、そういうことを考えた時には交流人口増を図るといようなことを考えた時には、かなり類似したところがあるんじゃないかなと考えた次第でございます。

そうした中で、いわゆるこういう窓口を設置して空き家バンクの定住促進を図ることをされたらどうかということ今回質問させていただいたんですが、再度御見解についてお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御提案ありがとうございます。今までどっちかっていったら、受け身の定住対策だったかもわかりませんが、攻めの提案だったと思います。広報もホームページだけじゃなしに、積極的に市内に打って出るとかいうのは必要じゃないかと思っております。

それと私申しましたように、限界集落とかこういう切実な問題もございますので、地域との連携ですね。地域があったかく受けとめてやるよというのものもあるんじゃないかと思っておりますので、総合的にこれからも市

としても検討して、課題を真摯に受けとめて検討していきたいと思えます。

綾部市につきましては、必要だったらちょっと行政視察でもして、手法をカンニングしていきたいとかように思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 ぜひとも検討をお願いしたいと思います。次の質問に入らせていただきます。次はカラス対策についてでございます。条例によるカラス被害防止を図ることはできないかということでございます。

市内において、時期的にカラスが大量集団で住みつき、付近の住民に鳴き声による騒音被害、それから野菜生産被害をもたらしている実態がございます。行政としては、有害鳥獣捕獲対策でカラスも対象とされて取り決めをされておるところでございますが、捕獲計画数はこの集団の数から見ると、ほんの一部と私は認識いたします。そうした中で大阪府箕面市では、昨年7月だったと思いますが、条例を制定してカラス被害防止に取り組まれているという事例がございます。

カラスを住みつかせないという観点から市民一丸となった条例による対策を検討されてはと思うのですが、市長さんの見解をお伺いいたします。

○藤井議長 ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の秋田議員の御質問にお答えをいたします。条例によるカラス被害防止を図ることはできないかという御質問でございます。

有害鳥獣による農作物等への被害は、農家・生産者の生産意欲を減退させる憂慮すべき問題でございます。平成22年度のカラスの農作物への被害面積は、3ヘクタールとなっております。また、有害鳥獣としての捕獲数は293羽、捕獲計画羽数は1,250羽となっております。

今後におきましても、有害鳥獣捕獲班による捕獲により被害防止に努めるとともに、カラスに限らず有害鳥獣等のエサとなる残渣や果実の処分は農地等に投棄することがないように、適正な対応を市民の皆様にもお願いすることにより、被害防止に努めたいと考えております。

したがって条例制定については現在のところ考えておりませんが、当市における被害状況を見守りながら、今後課題として受けとめたいと思っておりますので、御理解を賜りたいと思えます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 答弁としては、条例制定までは考えていませんけれども検討はしてみますということをお願いいたします。

それで時間をいただいておりますので、参考までに箕面市のその条例について少し話をさせていただきたいと思うのですが、この条例は「箕面市カラスによる被害から市民の生活環境を守る条例」というもので、

カラスに限定した罰則付の条例で、全国で初めてだと出ております。

制定に至った経緯については、猫のえさをねらって大量のカラスが住みつき、鳴き声などによる生活被害が深刻化してきたため、そのねぐらを解消する集中的な取り組みにより、被害数を約8割削減する効果を上げたと出ておりました。

その条例の内容といたしましては、えづけの禁止、カラスが集まるとわかっていながら生ごみの放置を繰り返す行為を禁止して、または回収義務を設けて近隣住民から被害相談があれば、民有地であっても市職員の立入調査が実施できるような条例となっていると伺っております。

私は今回条例によるカラス被害防止を図ることができないかという質問をさせていただいたのは、被害防止対策としては駆除による対応しか今までは考えてませんでしたけど、先ほど大下議員が有害鳥獣対策でどうしても駆除しなければいけないというような質問をされたと思うんですが、私のほうは駆除ということでは駆除班による有害鳥獣捕獲件数は先ほど答弁いただきましたように年間で1,250羽。それから平成21年が191羽で、22年が293羽だと思いますが、とても先ほど話をさせていただいたように、集団の羽数からいったらほんの一部だと思うんですね。しかしそこに住んでおられる、カラスが住みついている近隣の市民の方は住んでよかったまちという認識には至らないと思います。またいわゆるその市民の方も地域格差のないまちづくりにしてくださいというようなことも伺った中で、何か対策をとる強い意見をいただいておりますので、対策として駆除も大切だが、住みつかせないことも重要というふうになるようになりました。箕面市の条例を引き合いに出させていただいたという経緯がございます。

まず対策の初めとしては、カラスがなぜそこに集まるのかと、その一定の場所に集まってくるのか、あるいは住みついているのか、その実態を調べる必要があると思うんですね。そのためには先ほどの条例を活用して立入調査であったり、いろんな対策を考えていかれるんじゃないかという観点からこの質問をさせていただいております。そうした中では検討をしていただくという答弁をいただきましたが、再度この箕面市の例も含めて、再度、市長さんのほうの見解をお伺いしたいと思います。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 貴重な御意見をありがとうございます。まず我々もこういう課題につきましても、安芸高田市でカラスがどのようになっているのかと。大きく言うたら、有害鳥獣がどのような実態かということを確認にとらえて、全体を把握しながら、条例制定するんならこういう検討をしていかないけんと思っております。スタートにつくんだということで御理解してもらいたい。私が聞いているのはサルもいると聞いているんですよ。カラスやったら、サルやったらキツネやったらということになっちゃ困るんで、安芸高田市としてどうすべきかというのを笑われんように、真剣に

この問題を考えていきたいと思います。カラスの被害というのもあるし、  
どういう被害があるのかということを実地に受けとめて調査を行いながら、  
どうあるべきかという議論をしていきたいと思います。貴重な御提  
言ありがとうございます。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

秋田雅朝君。

○秋田議員 条例のほうは検討していただくんですが、もう1点、私のほうで条例  
がもし無理だとしても、何とかそれを駆除しなきゃいけないという考え  
の中で私なりに調べさせていただいたんですが、行政のほうに失礼です  
けど、安芸高田市のカラス被害について何か情報を入れてませんかとい  
うのを伺いましたら、いや聞いてないですよと言われました。じゃあう  
ちの高宮町だけなのかなという認識の中で、高宮でも3カ所か4カ所ある  
し、それから三次の境のところに農場がございますけど、そこでも前は  
たくさんいたんだという中で、その農場ではかなり減らしたというのを  
伺ったんで、そこに行ってみてどうされたのかなとお伺いさせていただ  
いたら、自分でその農場の中で10メートル、20メートルぐらいの部屋を  
こさえて、そこに囲いをして何か所か部分的にカラスが入れるようにさ  
れて、えづけをして、そこに入ったカラスを殺処分をしていったら、1  
晩に200羽から300羽とれたこともあるようなことも言っておられました  
し、それはその話なので、ただそれが決してだれもができることじゃな  
いと思います。その気持ちの中で自分がやっていかなきゃ、カラスは減  
りませんよという気持ちを持つこともほんとに大切なことで、その農場  
の方はそういう気持ちに至って自分でやられたと。だけど行政にそれを  
やってくださいと言っても、よその民有地に持って行って勝手にこうい  
う物をつくることはできませんので、やはりそういった中ではその立入  
調査も含めた条例の中で何かできるんじゃないかというふうにも考えま  
すし、やはり駆除も何とか考えていただかないけん。先ほど話をして  
いただきましたように、トータル的にサルとかほかの有害鳥獣もいます。  
バランスも考えていただくんですが、ともあれ有害鳥獣で、先ほどもご  
ざいました、野菜をつくって、うちのほうも野菜をつくって食べたこと  
はないと。もうその近所の人。もう小さい時からカラスにつつかれて。  
何よりも早朝、6時前ぐらいからもうすごい鳴き声で起こすんだという  
実態が。うちの地域だけの話をしたんでは、それはちょっと無理がある  
かもわかりませんが、安芸高田市も恐らくうちの地域だけじゃなくてあ  
ると思うんですね。そういった実態をしっかり踏まえていただいて対策  
を練っていただきたいと思うんですが、先ほどもう答弁をいただいている  
んですが、再度そういうところも含めて見解をお伺いして、私の質問を  
終わらせていただきます。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 先ほどもお答えしましたが、大切な農作物が、市民の方が生産意欲

を失わないように、しっかり調査をしてできる対策は講じていきたいと思っておりますので、御理解をしてください。

○藤井議長

以上で答弁を終わります。

以上で、秋田雅朝君の質問を終わります。

この際、15時15分まで休憩といたします。

~~~~~○~~~~~

午後 3時01分 休憩

午後 3時15分 再開

~~~~~○~~~~~

○藤井議長

休憩を閉じて会議を再開いたします。

続いて通告がありますので発言を許します。

2番 石飛慶久君。

○石飛議員

2番、無所属、石飛慶久。先に通告しましたとおり、公営住宅の跡地利用について、市長並びに教育長にお伺いいたします。

平成21年第4回定例会において一般質問をいたしました新町公営住宅跡地利用についてお伺いいたします。

1661年寛文年間に全国的な洪水、大雨、飢饉が起きた時に、河野与三郎がこの当地を難民救済としてへらで池を掘ったというすぐれた文化財産であるこの当地。市にとって有益な特色ある財産になり得ると思っておりますが、当地の秘めた可能性の有無の見解を教育長にお伺いいたします。

○藤井議長

ただ今の質問に対し、答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長

ただ今の、石飛議員の御質問にお答えをいたします。御質問の、「へらほりの池」の文化財についての見解でございますが、この「へらほりの池」は、江戸時代前期1670年代に、だんじり屋台を始めた豪商・河野与三郎が、飢饉により苦しんでいる百姓・町人を救済するため、「へら」で池を掘らせ、賃金を支払ったという、救済事業を行った美談として伝わるものでございます。

平成23年1月に、この地区内の試掘調査を行っております。11箇所にとレンチ（試掘溝）を掘り下げ、部分的ではありますが、池の護岸に当たると見られる石列などが見つっております。概略的な把握ですが、「へらほりの池」は池だけでなく築山やあずま屋を伴った庭園であります。試掘調査からは、陸地部分の上が削られて下部が残されている状況と考えられます。

この池の様子は、絵が刷り物として残っており、唯一うかがい知ることができそうですが、試掘調査では、この絵にある状況を確認するまでには至っておりません。改変が著しく、絵にある表面部分は全く現状をとどめず、池の部分は埋められた状態ですので、ほぼ残っている可能性が高いと考えられます。文化財的には、この地方における江戸時代の重要な庭園跡と考えられますので、遺跡として周知・保存されるべきものと考えております。

- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
石飛慶久君。
- 石飛議員 重要な史跡として周知徹底していきたいという御答弁でしたが、この当地が市の指定文化財にもなっていませんが、今後どのような方向でされるのでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。
- 佐藤教育長 現在は、「へらほりの池跡」として案内板を設置しておるところで、貴重な遺跡でございますので、埋め戻して現状保存したいとこのように考えております。
- 藤井議長 以上で答弁を終わります。  
石飛慶久君。
- 石飛議員 大切に保存という形をとっていただけるということで、もうちょっと教育長にこの現地のみならず河野与三郎について、可能性というもの、見解を述べていただければと思うんですが、先ほど言われたように江戸初期に基金の救済で難民を救済したと。言うてみれば、今の震災が起きて大変な災害復旧のために尽力した形の人が過去に約350年、400年近く前にこの地に偉大なる先人がいたというようにも言えるんじゃないかと。ましてや、市入だんじりで祭り事をして、市民、当時の町民の心を慰めた。今で言うPTSDですか、心理的外傷後ストレス障害にならないように、気持ちを和やかにしようじゃないかと、祭りごとをしたという、そういった河野与三郎というすばらしい先人がおったということにつまましての思いを、再度、教育長にお伺いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。
- 藤井議長 答弁を求めます。  
教育長 佐藤勝君。
- 佐藤教育長 ただ今の御質問にお答えしたいと思います。私も教育長になった当初は、このへらほりの池というのがあるのを知りませんでした。しかしあそこの開発を進めなければならないと。あるいはだんじりを入れてある倉庫の移転等々もございまして、試掘調査をするという話を聞かせてもらいまして、改めて河野与三郎という人物がその飢饉の時にへらで土を掘らせて池をつくらせるという、そういう労働を皆さんにさせていただいて賃金を渡すと同時に清社のだんじり屋台というのも出したという話を聞かせてもらいまして、昔そういうすばらしい人がおられたんだなということを改めて感じたわけでございますけど、先ほどの質問があったのを機会に、東日本大震災のこともございますけれども、やはりボランティアでそういうふうな活動をしながら皆さんを救ったというすばらしい歴史的な存在でもありますから、吉田のみならず安芸高田市内でそういうふうなことが生かされるようにできるだけ考えてまいりたいとこのように思います。  
図面はこういうふうなのが残っておるわけでありまして、そのほか



にほとんど資料がございませんので、これを一つの参考にしながらやっていますけれども、さらに調査をした上ではまた新しいものが出るかもわかりませんが、試掘調査をした段階では新しい物が特段出たということがありませんので、その部分はそれで埋戻しをして案内版で皆さんのほうへ書いてありましたので、河野与三郎のことは、そこを見学する中で勉強したいと思っております。以上であります。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 河野与三郎に関しまして、十分深い感銘を受けていただきまして大変ありがたいと思います。河野与三郎の墓のほうは文化財に指定になっているんですが、この当地のほうは文化財の指定にはなっていないという状況で、観古亭とかいうやぐらがあったらしいんですが、確かにおっしゃるように図面だけということらしいです。

もうちょっと河野与三郎について深く教育長の見解を知りたいんですが、二宮尊徳というのが、二宮金次郎ですね。昔ほどこの小学校にもあったという銅像があるんですけども、この方も江戸末期の、もっと浅い時代の150年ぐらい前、江戸末期の時代の方らしいんですが、この方もやっぱり難民救済といいますか、徹底した実践主義で、神・儒・仏の思想をとった報徳教をはじめ、みずから陰徳、積善を力行して殖産のことを説いたと。日本の江戸時代から明治にかけての、富国強兵になってしまっただけではないんですが、近代文化の礎という形で、多分小学校の校庭には必ず1体銅像があったと。戦後はほとんど撤収されたと。これ教育と非常に矛盾するところがあるのかもわかりませんが、この方も人の心を支えて、地域に根差した人であると思うんですが、この方と河野与三郎とのオーバーラップという考えはお持ちかどうかということではちょっとお聞きしたいんですが、いかがでしょうか。

○藤井議長 答弁を求めます。

教育長 佐藤勝君。

○佐藤教育長 昔、吉田町にそういう方がおられたということについてはわかりますけれども、それを二宮尊徳と同じようにするということまでは資料がありませんので、なかなかつくるといことにはならんだろうと思いますが、二宮尊徳のことにつきましては、これは報徳訓というようなものがあって、国を治めんとする者はまずは家族は仲よくせないけんというようなことまで書いてありますから、人間の生き方までその方は書いておられるということでもありますけれども、資料がない中で頭の中で考えただけではこれは世に通用するものがないので、いい話ではありませんけれどもいい話として終わらなければならないというようにも思います。ただ案内版があるということは、確かにそういう人がおられたんで、だんじりの元祖はそこにあるということでございますので、子供歌舞伎というだけでなしにそのこともつけ加えて話ができるようにはしていきたいと思っております。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 取ってつけたような質問をいたしまして、教育長に非常に申しわけありませんでした。

この河野与三郎が全国版にはならなくても、安芸高田市の中心の先陣として生活困窮の人を助けると。積極的に助けに行つたと。そして町民の気持ちを和ませる祭り事をしたということで、今市長が進めている市民総ヘルパー構想の先陣になるべきものが、モデルになるべきものがおつたんじゃないだろうかというように思っておるところです。1番のへらほりの池の教育長の所見を聞いていただいて、ほんとにすばらしい答弁をいただいたので、次の質問に入りたいと思います。

2としまして、市長にお伺いいたします。試掘調査後の市民の憩いの場、防災の空間、子どもの遊び場の空間としての整備の進捗状況と今後の市民との協議の予定をお伺いいたします。

○藤井議長 答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長 ただ今の石飛議員の御質問にお答えをいたします。新町公営住宅跡地の利用についての御質問でございます。

先ほども申し上げましたけど、御質問の新町公営住宅跡地は、「へらほりの池」と言われ、竹野屋河野与三郎が江戸期に失業対策を兼ねた造園を作らせ、藩主見回りの時には、休憩所に利用された言われる重要な遺跡であります。しかし、戦後の住宅不足の時に、池を埋め立て町営住宅を建設した経緯がございます。この新町公営住宅は平成22年の9月に解体工事を行い、平成23年1月に試掘調査を実施したところでございます。また、本年11月11日には、保護者、吉田幼稚園保護者会、保育所保護者会、子育て支援の代表者の方々から、跡地利用として、「児童公園の設置」の要望書が提出されております。

今後におきましては、遺跡に影響のない工法を検討しながら、要望された皆様方、地域の皆様方と「児童公園」を視野にいれた跡地の有効利用、管理の方法等について協議を進めてまいりたいと考えております。よろしく御理解を賜りたいと思います。

○藤井議長 以上で答弁を終わります。

石飛慶久君。

○石飛議員 子育て世代の方々が要望書を市長に提出されたということで、ぜひどんどん前に転がしていただきまして、現実的に児童公園、もしくは小さな公園として早目に設置されることを要望したいところです。

安芸高田市の次世代育成支援行動計画にも小さい公園が必要だとうたってらっしゃいますし、そして広島県の吉田町都市計画におきましても、コンパクトな整備計画が必要性的に都市施設の水道、公園、道路などの再整備、再開発の必要性もうたつてあるかと思えます。若者の定住で子育て、子どもを育てる世代においても児童公園というものは必需品の

世の中になっていると思います。ましてや安芸高田市地域拠点のほうの整備も随分進んでまいりましたし、逆にこの中心部吉田町の中が人口密度の少ない空き家バンクに登録はされてないんですが、空き家も随分とふえております。こういう状況の中、ぼつぼつ再開発の必要性もあるかと思えます。そして工業団地に向かう通学、利便性、安全性の確保も必要な地域の小さな道路の整備、そういった小さなコンパクトの整備も踏まえて、この跡地利用の推進も含めて着実に推進していただくことを要望いたしまして、切に願ひまして私の質問を終わらせていただきたいと思います。

なお、何か市長のほうでこれはぜひ言っておきたいということがありましたら、最後に一言、きょう本日最後の質問者でございますので、よろしく願ひいたします。

○藤井議長

答弁を求めます。

市長 浜田一義君。

○浜田市長

児童公園につきましては、旧吉田町時代からの市街地への懸案事項でございまして、そういう場所とかなくて、実施が見送りになっております。このたび住宅跡地としてそういう土地があるので有効活用ということで、特にアパートとかに入っている方々が子どもをですね、例えば、公園といえは郡山公園があるんですけど、そこまで行くにはちょっと遠過ぎるということで強く要望されました。子育て支援の一環としてこの安芸高田市に住むと、子育てが非常にいいよという一つのメニューとして、しっかりこれも早急に事業を進めてまいりたいと思います。貴重な提言ありがとうございました。

○藤井議長

以上で石飛慶久君の質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしましたので散会いたします。

次回は明日午前10時に再開いたします。

大変御苦労さまでございました。

~~~~~○~~~~~

午後 3時35分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員